

令和4年（ワ）第45号 損害賠償請求事件

原 告 横山伸一郎 外98名

被 告 東京電力ホールディングス株式会社

準 備 書 面（3）

（直接請求手続を通じた賠償の実施過程について）

令和5年11月7日

福島地方裁判所いわき支部合3係 御中

被告訴訟代理人 弁護士

田 中 清



同

金 山 伸 宏



同

中 嶋 乃 扶 子



同

小 谷 健 太 郎



同

川 見 唯 史



被告訴訟復代理人 弁護士

岡 野 真 之



同

三 森 健 司



同

堀 尾 拓 未



同

金 川 素 大



外

目 次

第1	はじめに	4
第2	賠償区分を問わず共通の事項	5
1	「請求書パック」を用いた請求の方式が採られていること	5
2	直接請求手続を通じた請求に際しての前提事項	5
3	世帯単位で請求がなされ賠償金が支払われること	7
第3	避難指示区域の居住者に対する直接請求手続での賠償	8
1	多岐にわたる請求書パックが対象世帯に送付され、直接請求書式を用いて賠償金請求が なされること	9
2	「直接賠償（第1期）」の請求から賠償金受領までの流れ	11
3	「直接賠償（第2期）」について	28
4	「直接賠償（第3期・簡易請求方式）」について	30
5	「直接賠償（第4期・簡易請求方式）」における就労不能損害の賠償について（「特別 の努力」の取り扱い）	41
6	「包括請求」及び「包括請求（追加）」の請求から賠償金受領までの流れ	46
7	「移住を余儀なくされたことによる精神的損害」の賠償について	51
8	「家財」の賠償について	53
9	居住用不動産の財物賠償及び「住居確保にかかる費用」の賠償について	57
第4	旧緊急時避難準備区域の居住者に対する直接請求手続での賠償	63
1	「包括請求」による賠償について	64
2	「学童補償」について	67

3 「住宅等の補修・清掃費用」の賠償について.....	69
第5 結語.....	70

第1 はじめに

被告は、極めて多数にのぼる賠償対象者に対する迅速な賠償実施のため、中間指針等を踏まえた自主賠償基準を策定・公表し、直接請求手続を通じた賠償を実施している。

直接請求手続を通じた賠償の基本的な発想は、大多数の被害者が訴訟を選択しなくとも十分な賠償を得たと認識するに足りる水準の賠償額を、極めて多数に及ぶ対象者に対しいかに迅速に支払うかという点にある。

そのような観点から、直接請求手続においては、賠償対象者からの請求を迅速に処理すべく、請求方式の定型化・簡素化を図っているほか、賠償額の算定においても大多数の被害者との関係においてその被害を十分に填補する（場合によっては本来認められるべき損害額を超える）金額となるよう賠償項目ごとに可能な限り金額を（高い水準で）定型化している。より具体的には、賠償対象者からの請求を受けた支払手続の過程においても、基本的には対象者や対象項目等の該当性に関する定型的な確認を経て高い水準で定型化された賠償金を支払うしくみとなっており、これらの確認を超えて本件事故との因果関係のある損害又はその額に関する主張又は立証を請求者に求めることは、（請求者固有の事情に起因して発生した損害の賠償請求など定型化された賠償金の支払が適さない一部の場合を除き）予定していない。

このような手続による賠償であることから、損害項目ごとに各自の個別事情を踏まえて検討した場合には、損害の発生が認められない、あるいは本件事故と損害の相当因果関係が認められないなど、裁判実務においては賠償されるべき損害であると通常は認め得ないケースも含めて、定型的な手続を通じて賠償金が支払われ、結果として過剰な賠償がなされるという実情が必然的に生まれることとなる。そうであるからこそ、被告としては、本件事故による損害の全体を評価した上で既払金の全額を差し引くことが損害の適切な把握の上で不可欠であると主張するものである。

以上のような賠償手続の実情を示すため、本準備書面においては避難指示区域については世帯番号 1 及び同 3 1 を例に、旧緊急時避難準備区域については世帯番号 1 1 及び同 1 3 を例に、請求から賠償に至るまでの過程を実際の請求書に沿って述べる。

第2 賠償区分を問わず共通の事項

1 「請求書パック」を用いた請求の方式が採られていること

被告は、約 1 6 6 万人に及ぶ賠償対象者からの請求を迅速に処理すべく、請求方式の定型化・簡素化を図っており、一定の項目や対象期間ごとに請求書書式（以下、「直接請求書式」という。）を作成している。それぞれの請求書は、その運用を開始する都度、被告のホームページにてプレスリリースとして掲載するとともに、当該請求書の対象となる被害者に対しては、案内文書とともに請求書書式及び記入の手引き等（以下、被告が交付する直接請求書式及びこれに付随する案内文書等をまとめて「請求書パック」という。）を郵送等により交付している。

直接請求手続を利用した被告への請求は、この「請求書パック」を利用して行われる（「請求書パック」に含まれる直接請求書式に必要事項の記入を行うことで、被告に対する請求がなされる）。

「請求書パック」はその対象とする損害項目や期間ごとに多岐にわたる。たとえば世帯番号 3 1 の原告ら（帰還困難区域）からは合計 6 7 通、世帯番号 1 1 の原告ら（旧緊急時避難準備区域）からは合計 2 0 通の請求がなされ、それぞれ賠償に至っている。なお、これら世帯から被告に提出されたすべての請求書の概要（主たる賠償項目、支払金額等）は被告「準備書面（4）（直接請求手続における賠償項目の具体例等）」に列挙するとおりである。

2 直接請求手続を通じた請求に際しての前提事項

直接請求手続を通じた請求を行うに際し、各請求者は下記の「同意書」ないし

「委任書」に同意をし、これが賠償実施の前提となっている。

【図1】（乙C31第6号証の1・2頁）

A1	東京電力株式会社 宛	
	同意書(提出用)	
ご記入日	平成 23 年 11 月 24 日	本同意書は複写式となっておりますので、ボールペンなどで強くご記入いただき、2枚目をお手もとに保管してください。
代表請求者及び各委任者はそれぞれ、以下の事項について同意します。		
1. 各委任者は、平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社(以下「東京電力」という)福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故(以下「本件事故」という)による原子力損害に関する補償について、東京電力との間における請求、補償金額の合意及び受領に関する一切の権限を代表請求者に委任し、代表請求者はこれを受任すること。 2. 代表請求者及び各委任者は、次の各号について同意したうえで、東京電力に対し、補償を請求すること。 (1) 個人に対して既に支払われた仮払補償金については、代表請求者及び委任者が本同意書提出以降に東京電力がお支払いする補償金額(以下「補償金額」という)から控除されること (2) 世帯に対して既に支払われた仮払補償金については、東京電力が代表請求者及び各委任者にお支払いする補償金額合計から控除されること (3) 東京電力より支払われた仮払補償金と補償金の合計金額が最終的な補償金額との間で差異が生じた場合は、過不足の金額について精算されること (4) 東京電力に対し補償を求める損害が、地震あるいは津波による損害ではなく、本件事故による損害であること (5) 本同意書並びに提出する本件事故に係る損害の請求書及び証明書類の成立、内容は真実であり、東京電力からの問い合わせがあった場合はこれに応じていただくこと (6) 本件事故に関する補償に関して、補償金のお支払いに必要な限度で金融機関その他必要な第三者に東京電力が提供・開示させていただきますこと		
		以上

【図2】（乙C13第4号証の1・1頁）

I	東京電力株式会社 宛	
	委任書(重要事項のご確認) —ご提出用—	
ご記入日	平成 25 年 2 月 7 日	本委任書は複写式となっておりますので、ボールペンで強くご記入いただき、控え(2枚目)をお手もとに保管してください。
代表者(代表請求者 兼 代表受領者)および各委任者はそれぞれ、以下の事項について同意します。		
1. 各委任者は、平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社(以下「東京電力」という)福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故(以下「本件事故」という)による原子力損害に関する賠償について、東京電力との間における請求、賠償金額の合意および受領に関する一切の権限を代表者に委任し、代表者はこれを受任いたします。 2. 代表者および各委任者は、次の各号について同意したうえで、東京電力に対し、賠償を請求いたします。 (1) 個人に対してすでに支払われた仮払補償金については、代表者および委任者が本委任書提出以降に東京電力がお支払いする賠償金額(以下「賠償金額」という)から控除されること (2) 世帯に対してすでに支払われた仮払補償金については、東京電力が代表者および各委任者にお支払いする賠償金額合計から控除されること (3) 東京電力より支払われた仮払補償金と賠償金の合計金額が最終的な賠償金額との間で差異が生じた場合は、過不足の金額について精算されること (4) 東京電力に対し賠償を求める損害が、地震あるいは津波による損害ではなく、「本件事故」による損害であること (5) 本委任書並びに提出する「本件事故」にかかる損害の請求書および証明書類の成立、内容は真実であり、東京電力からの問い合わせがあった場合はこれに応じていただくこと (6) 「本件事故」に関する賠償に関して、賠償金のお支払いに必要な限度で金融機関その他必要な第三者に東京電力が提供・開示させていただきますこと		
		以上

「同意書」ないし「委任書」には、「東京電力より支払われた仮払補償金と補償金（引用者注：上掲【図2】の「委任書」においては「賠償金」）の合計金額が最終的な補償金額（引用者注：上掲【図2】の「委任書」においては「賠償金額」）との間で差異が生じた場合は、過不足の金額について精算されること」との記載がある（それぞれの条項2（3））。したがって、直接請求手続を通じた賠償においては、賠償実施の便宜上、特定の賠償項目ごとに請求と支払がなされるものの、個々の賠償項目のもとでの請求と支払についてその都度損害が確定されるものではなく、最終的に、特定の賠償項目ごとではなく、賠償金の総額にて過不足が調整されることが予定されている。

3 世帯単位で請求がなされ賠償金が支払われること

上述のように、直接請求手続を通じた請求を行うに際し、各請求者は上掲【図1】及び【図2】が示す「同意書」ないし「委任書」に同意をしている。この「同意書」「委任書」には、「各委任者は、平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社（以下「東京電力」という）福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故（以下「本件事故」という）による原子力損害に関する補償（引用者注：「委任書」においては「賠償」）について、東京電力との間における請求、補償金額（引用者注：「委任書」においては「賠償金額」）の合意及び受領に関する一切の権限を代表請求者（引用者注：「委任書」においては「代表者」）に委任し、代表請求者（引用者注：「委任書」においては「代表者」）はこれを受任すること。」との条項があり（「同意書」「委任書」それぞれの第1項目）、代表請求者（代表受領者）と委任者がそれぞれ記名押印を行っている（下掲【図3】参照）。

【図3】（乙C31第6号証の1・2頁）

① 代表 請求者 兼 代表 受領者	〒979-1751 住所 福島県双葉郡浪江町大赤手木字葛久保32 氏名 今野 雅子	生年月日 ☒ 1 明治 ☐ 2 大正 ☒ 3 昭和 ☐ 4 平成 88年 8月 / 日
① 委任者	〒979-1751 住所 福島県双葉郡浪江町大赤手木字葛久保32 氏名 今野 秀子	生年月日 ☐ 1 明治 ☐ 2 大正 ☐ 3 昭和 ☒ 4 平成 3年 1月 11日
② 委任者	〒979-1751 住所 福島県双葉郡浪江町大赤手木字葛久保32 氏名 今野 雅子	生年月日 ☐ 1 明治 ☐ 2 大正 ☒ 3 昭和 ☒ 4 平成 4年 5月 14日

直接賠償手続による請求と支払は、そのような請求、賠償額の合意及び受領に
関する委任を前提として進められることとなる。

請求から支払に至る具体的なプロセスとしては、請求者が世帯単位で直接請求
書式を用いた請求書を作成のうえ、これを郵送等により被告に提出する。その後、
被告から代表者に対し、「合意書」を含む書類一式（乙C31第6号証の2）が交
付される。「合意書」には、世帯全体分の賠償額等が記載されており、代表者は、
そこに示される賠償額に同意する場合には、「合意書」に署名の上、これを被告
に返送する。その後、賠償金が代表者の指定する口座に振り込まれることとなる。
このような世帯単位での請求・支払の方式が採られていることは、いずれの直接
請求書式においても基本的に同様である。

第3 避難指示区域の居住者に対する直接請求手続での賠償

以下では、平成23年3月11日時点で避難指示区域（帰還困難区域）に生活の
本拠としての住居があった世帯番号31の原告らが直接請求手続で賠償金を受け
るまでの流れを説明する。

1 多岐にわたる請求書パックが対象世帯に送付され、直接請求書式を用いて賠償金請求がなされること

上述のように、直接請求手続においては、賠償対象者に対し「請求書パック」が交付され、これを利用することによって被告への請求がなされ、賠償が実施されている。

例えば、世帯番号31（本件事故時点の世帯構成員は原告番号31-1、同31-2、同31-3及び同31-4のほか、訴外1名（原告番号31-1の母））についてみると、上述のとおり、合計67通の直接請求書式による請求がなされ賠償金の支払に至っている（乙C31第1号証～同第67号証、被告「準備書面（4）」参照）。

各直接請求書式には相互に類似する点も多いことから、以下においては、世帯番号31の原告らによる67通の請求書のうち、下記の請求書に基づき、直接請求手続を通じた賠償の実施過程について説明する。

請求書パック	主な賠償項目	支払金額（円）	証拠番号
仮払補償金	仮払補償金	750,000	乙C31第1号証
	仮払補償金	1,000,000	乙C31第2号証
追加仮払補償金	仮払補償金	300,000	乙C31第3号証
	仮払補償金	300,000	乙C31第4号証
	仮払補償金	900,000	乙C31第5号証
直接賠償 （第1期）	精神的損害、避難・帰宅費用、 一時立入費用、家賃、就労不能 損害、物品購入費用	1,972,599	乙C31第6号証の1～3

請求書パック	主な賠償項目	支払金額 (円)	証拠番号
生命・身体的損害	生命・身体的損害	229,050	乙C31第10号証の1～3
直接賠償 (第2期)	精神的損害、一時立入費用就労 不能損害、物品購入費用	1,872,780	乙C31第7号証の1～3
直接賠償 (第3期)	精神的損害、その他、実費、就 労不能損害、自主的避難等に係 る損害	1,911,568	乙C31第8号証の1～3
直接賠償 (第4期)	精神的損害、その他、実費、就 労不能損害	1,922,000	乙C31第9号証
就労不能損害（特 別の努力）	就労不能損害	1,148,871	乙C31第43号証の1～3
包括請求	実費、精神的損害、就労不能損 害	9,270,000	乙C31第22号証の1～3
包括請求（追加）	実費、精神的損害	16,020,000	乙C31第23号証
	精神的損害	155,000	乙C31第24号証の1～2
	精神的損害	155,000	乙C31第25号証の1～2
	実費、精神的損害	465,000	乙C31第26号証の1～2
従来（汎用）	精神的損害	7,000,000	乙C31第12号証の1～3
	精神的損害	7,000,000	乙C31第13号証の1～3
	精神的損害	21,000,000	乙C31第14号証の1～3
財物（先行払）	建物（概算）	3,010,840	乙C31第46号証

請求書パック	主な賠償項目	支払金額(円)	証拠番号
住居確保にかかる費用	住居確保にかかる費用	2,950,906	乙C31第49号証の1～3
	住居確保にかかる費用	15,000,000	乙C31第50号証の1～3
	住居確保にかかる費用	19,563,639	乙C31第51号証の1～3
	住居確保にかかる費用	530,200	乙C31第52号証の1～3
財物(家財)	家財	6,050,000	乙C31第54号証の1～3
	家財	2,400,000	乙C31第53号証の1～3
財物(宅地・建物・借地権)	宅地、建築物、構築物・庭木、諸費用	52,653,842	乙C31第56号証の1～3
財物(田畑)	田、畑、諸費用	17,134,020	乙C31第57号証の1～3
財物(宅地・田畑以外の土地および立木)	原野等の土地、山林の土地、準宅地、立木、諸費用	3,175,370	乙C31第58号証の1～3
財物(宅地・建物・借地権－現地評価)	建築物、構築物・庭木	5,470,805	乙C31第59号証の1～3
	建築物、構築物・庭木	667,777	乙C31第60号証の1～3
既払金総額		270,526,265	

2 「直接賠償(第1期)」の請求から賠償金受領までの流れ

(1) 請求書にあらかじめ印字されている事項

「直接賠償(第1期)」は、平成23年3月から同年8月末日までの期間を対象とするものであり、仮払補償金(各世帯に100万円が支払われる。)及び追加仮払補償金(避難状況に応じ世帯構成員1人あたり10万円から30万円の算定による金額が各世帯に支払われる。)の支払(乙C31第1号証～同第5号証

参照)を除く最初の請求に用いられる。

被告が賠償対象世帯にそれぞれの請求書パックを発送するにあたっては、仮払補償金を含む過去の請求・支払を通じて直接請求手続内で既に得られた情報を基に、一定範囲の情報を事前に請求書に印字し、これにより請求者自身による記入の負担を可及的に軽減している。

たとえば世帯番号31の「直接賠償(第1期)」の直接請求書式には、下掲【図4】が示すとおり、請求者の情報(氏名、フリガナ、生年月日、本件事故時住所、現住所、電話番号等)が、事前に印字されている。また、世帯番号31の「直接請求賠償(第2期)」の直接請求書式には、下掲【図5】が示すとおり、従前に申告されていた情報に基づき避難履歴(避難先・避難期間)が事前に印字されている。なお、世帯番号1の「直接賠償(第1期)」の直接請求書式には、「直接賠償(第1期)」の直接請求書式から、下掲【図4】及び【図5】と同様に、請求者の情報、避難履歴が事前に印字されている(乙C1第1号証の1・3頁、8頁)。

【図4】(乙C31第6号証の1・13頁)

A ³ ご請求者さまの情報		この書類は必ず ご返送ください。	
こちらの用紙は、ご請求者さまの基本的な情報及びお振込口座等を確認させていただく書類です。			
1 ご請求者さまの情報 変更がございましたら、2番線を取り消し、修正をお願いいたします。※いずれかにチェック☑を入れてください。			
お名前	フリガナ コンノ アヤコ 今野 あや子		☒ ¹ 代表請求者 ☐ ² ご家族(世帯の構成員) 性別 ☐ ¹ 男 ☒ ² 女 代表請求者との 関係
生年月日	☐ ¹ 明治 ☐ ² 大正 ☒ ³ 昭和 ☐ ⁴ 平成 38年 8月 1日	お申し出番号	A000056608
被災された ご住所	〒979-1751 福島県双葉郡浪江町大字赤宇木 幸島久保32 電話 0240362075		☐ ¹ 代表請求者と同じ (記入省略可)
郵送先 (現住所)	〒960-1406 福島県伊達郡川俣町鶴屋久保内20-3 電話 0242-214203		◀ 代表請求者のみ ご記入ください。
その他連絡先	携帯 090-8925-5341		
仮払補償金 のお受取り	仮払補償金(平成23年4月お支払い開始)		***** 円
	追加仮払補償金(平成23年7月お支払い開始)		***** 円
※上記仮払補償金のお受取状況は、9月2日現在のデータにもとづくものです。			

【図5】 (乙C31第7号証の1・8頁)

B		避難履歴①		本紙は必ずご提出ください。	
記入例:『賠償金ご請求書 記入例』6ページをご参照ください。					
本書類のご説明		ご請求者さまのご避難の状況を確認させていただく書類です。			
フリガナ コンノ アヤコ お名前 今野 あや子		避難形態 A:避難所、体育館、公民館、テント泊、車中泊等 B:ホテル、医療介護施設、ご親戚宅、仮設住宅、賃貸住宅等 C:自宅 ※「代表者と同じ」にチェック☑を入れた場合、避難先のご記入は不要です。			
避難先番号	避難場所の名称	代表者と同じ	※いずれかにチェック☑を入れてください。 避難形態 ☒ A ☐ B ☐ C 避難期間 自 平成 23 年 3 月 12 日 至 平成 23 年 3 月 14 日		
①	住所 〒 福島県伊達郡川俣町字宮前3 6川俣町立川俣小学校体育館	☐			
避難先番号	避難場所の名称	代表者と同じ	※いずれかにチェック☑を入れてください。 避難形態 ☒ A ☐ B ☐ C 避難期間 自 平成 23 年 3 月 15 日 至 平成 23 年 3 月 17 日		
②	住所 〒 福島県伊達郡川俣町大字小島字町畑1 2おじまふるさと交流館体育館	☐			
避難先番号	避難場所の名称	代表者と同じ	※いずれかにチェック☑を入れてください。 避難形態 ☐ A ☒ B ☐ C 避難期間 自 平成 23 年 3 月 17 日 至 平成 23 年 6 月 11 日		
③	住所 〒 福島県伊達郡川俣町大字鶴沢字堂ノ窪2 4-1 フェリスタカノ102号	☐			
避難先番号	避難場所の名称	代表者と同じ	※いずれかにチェック☑を入れてください。 避難形態 ☐ A ☒ B ☐ C 避難期間 自 平成 23 年 6 月 12 日 至 平成 23 年 7 月 25 日		
④	住所 〒 福島県伊達郡川俣町鶴沢字西ノ内2 0-3 リリアンハイム203号	☐			
避難先番号	避難場所の名称	代表者と同じ	※いずれかにチェック☑を入れてください。 避難形態 ☐ A ☒ B ☐ C 避難期間 自 平成 23 年 7 月 25 日 至 平成 23 年 8 月 27 日		
⑤	住所 〒 福島県伊達郡川俣町鶴沢字西ノ内2 0-3 リリアンハイム203号	☐			

(2) 「直接賠償（第1期）」が対象とする賠償項目

「直接賠償（第1期）」による賠償の対象となる項目は「精神的損害」、「避難・帰宅費用」、「一時立入費用」、「生命・身体的損害」、「就労不能損害」、「検査費用（人）」、「検査費用（物）」及び「その他」である（乙C31第6号証の1・14頁参照）。

以下においてはこのうち「精神的損害」、「避難・帰宅費用」及び「一時立入費用（下記（3）」、「生命・身体的損害」（下記（4）」並びに「その他」（下記（5）」について述べる。

(3) 「精神的損害」「避難・帰宅費用」「一時立入費用」

「直接賠償（第1期）」による賠償の対象となる項目のうち、「精神的損害」、「避難・帰宅費用」及び「一時立入費用」は、以下に述べるように極めて簡易な記入のみによって賠償金額が定まる。

ア 「精神的損害」の請求について

「精神的損害」に対する賠償を請求するために請求者が記入する箇所は、乙C31第6号証の1・18頁（「B2-1 避難生活等による精神的損害にかかる請求明細（1）」との表題が付されているページ）である。請求対象期間内の各月における「避難形態」（3種類のいずれか）にチェックを入れることにより、精神的損害の賠償金額が定まる。具体的には、避難先が「A：避難所、体育館、公民館」に当たるか、それ以外の場所（「B：ホテル、旅館、ご親戚宅、仮設住宅、賃貸住宅等」又は「C：自宅」）に当たるかにより、賠償金額が12万円又は10万円と定まる。

下掲【図6】が示す請求書ページのとおり、原告番号31-2は、平成23年3月11日から同月31日までの1か月につき「A：避難所、体育館、公民館」に、その後の5か月につき「B：ホテル、旅館、ご親戚宅、仮設住宅、賃貸住宅等」にチェックを入れている。これにより、同人に対する「避難生活等による精神的損害」の賠償額は62万円（12万円×1か月＋10万円×5か月）と定まる（乙C31第6号証の1・18頁）。

【図6】（乙C31第6号証の1・18頁）

B2-1

避難生活等による精神的損害にかかる 請求明細 (1)

こちらの請求明細は「避難生活等による精神的損害にかかる請求に際して使用する請求明細の判定」(「補償金ご請求のご案内」9ページ)により、ご記入いただく請求明細が **B2-1** と判定された方にご記入いただく書類です。

●「補償金ご請求のご案内」の P.40 の記載例をご参照ください。

避難生活等による精神的損害の計算

※請求対象期間については、別紙「補償金ご請求対象期間等のお知らせ」をご確認ください。

請求対象期間 該当箇所に チェック☑を 入れてください	期間	避難形態 請求対象期間にチェックを入れた場合、 本欄にもチェック☑を入れてください	月額	金額計算 チェックを入れた 金額を記載してください
① ☒	平成23年 3月11日 ? 平成23年 3月31日	☒ A: 避難所、体育館、公民館 ☐ B: ホテル、旅館、ご親戚宅、仮設住宅、賃貸住宅等 ☐ C: 自宅	120,000 円 100,000 円 100,000 円	120,000 円
② ☒	平成23年 4月1日 ? 平成23年 4月30日	☐ A: 避難所、体育館、公民館 ☒ B: ホテル、旅館、ご親戚宅、仮設住宅、賃貸住宅等 ☐ C: 自宅	120,000 円 100,000 円 100,000 円	100,000 円
③ ☒	平成23年 5月1日 ? 平成23年 5月31日	☐ A: 避難所、体育館、公民館 ☒ B: ホテル、旅館、ご親戚宅、仮設住宅、賃貸住宅等 ☐ C: 自宅	120,000 円 100,000 円 100,000 円	100,000 円
④ ☒	平成23年 6月1日 ? 平成23年 6月30日	☐ A: 避難所、体育館、公民館 ☒ B: ホテル、旅館、ご親戚宅、仮設住宅、賃貸住宅等 ☐ C: 自宅	120,000 円 100,000 円 100,000 円	100,000 円
⑤ ☒	平成23年 7月1日 ? 平成23年 7月31日	☐ A: 避難所、体育館、公民館 ☒ B: ホテル、旅館、ご親戚宅、仮設住宅、賃貸住宅等 ☐ C: 自宅	120,000 円 100,000 円 100,000 円	100,000 円
⑥ ☒	平成23年 8月1日 ? 平成23年 8月31日	☐ A: 避難所、体育館、公民館 ☒ B: ホテル、旅館、ご親戚宅、仮設住宅、賃貸住宅等 ☐ C: 自宅	120,000 円 100,000 円 100,000 円	100,000 円
⑦ ☐	平成23年 9月1日 ?	☐ A: 避難所、体育館、公民館 ☐ B: ホテル、旅館、ご親戚宅、仮設住宅、賃貸住宅等	50,000 円 50,000 円	

このように、「精神的損害」の賠償金を受けるにあたり、各自の精神的苦痛の程度にかかわらず、1人月額12万円又は10万円という高い水準での賠償が実施されている。避難につき本件事故以外の原因（地震・津波による自宅での居住不能など）があったか否かについても、何らの説明も求められていない。

イ 「避難・帰宅費用」の請求について

「避難・帰宅費用」に対する賠償を請求するために請求者が記入する箇所は、乙C31第6号証の1・25頁（「B3-1 避難・帰宅費用にかかる請求明細（1/6）」との表題が付されているページ）である。「避難・帰宅費用」とし

て賠償される損害の細目は、「移動交通費」、「宿泊費」及び「家財道具移動費用」である（同ページ上部の「ご請求金額合計」欄の項目参照）。

このうち「移動交通費」については、移動元と移動先が同一の都道府県内にあるか否か、都道府県外移動の場合には移動手段が自家用車であるか公共交通機関であるかのほか、移動を行った人数・台数及び避難・帰宅の実施回数により、賠償金額が定まる。

原告番号31-2は、下掲【図7】のとおり、元の居住地（福島県双葉郡浪江町）から避難先番号1¹（福島県伊達郡川俣町宮前所在の川俣小学校体育館）まで、避難先番号1から避難先番号2（福島県同町小島所在のおじまふるさと交流館体育館）及び避難先番号2から避難先番号3（同町鶴沢所在のフェリスタカノ102号）、避難先番号3から4（同町鶴沢所在のリリアンハイム203号）の4回の移動がいずれも「都道府県内移動」とであると申告しており、これらの移動に対する定額の賠償金額はいずれも各移動につき1人5000円、世帯番号31の原告ら3人について上述の4回の移動で合計6万円となる（乙C31第6号証の1・25頁）。このように標準金額を請求する場合には、「領収証」等の貼付や「状況説明」は不要である。

【図7】（乙C31第6号証の1・25頁）

¹ 「避難先番号」は、「直接賠償（2期）」請求書8頁（乙C31第7号証の1・8頁）の「B1-1 避難履歴」に記載の避難先番号に対応している。）

B3-1

避難・帰宅費用にかかる請求明細 (1/6)

こちらの請求明細は、「本件事故」によって「避難等」された方が、「避難等対象区域」から避難するため、及び、避難先から「避難等対象区域」内の住居に戻るためにご負担された費用をご請求いただく書類です。●「補償金ご請求のご案内」の P.54 の記載例をご参照ください。

ご請求金額合計

1. 移動交通費	⑦+⑧ = 60.000 円	◀ 下記より転記してください。
2. 宿泊費	⑨+⑩ = 円	◀ B3-4 より転記してください。
3. 家財道具移動費用	⑪+⑫ = 円	◀ B3-5 より転記してください。
4. 地方公共団体等より支払われた宿泊費・家賃補助	⑬ = 円	◀ B3-6 より転記してください。
ご請求金額合計 ⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬ = 60.000 円		▶ A2 補償金請求書に転記してください。

1 移動交通費

※移動交通費をお支払いする避難回数は10回までとさせていただきます。※いずれかにチェック☑を入れてください。

避難先 番号	移動種別	移動手段	単価 (①)	人数・台数 (②)	金額 (①×②) 又は領収書金額	領収書	状況説明
1	都道府県内 移動	☒ ① 5,000円以下	5,000円/人	3 人	15.000 円		
		☐ ② 5,000円超		人	円	要添付	必要
	都道府県外 移動	☐ ③ 自家用車	標準金額 円/台	台	円		
		☐ ④ 標準金額以下	円/人	人	円		
		☐ ⑤ 標準金額超		人	円	要添付	必要
2	都道府県内 移動	☒ ① 5,000円以下	5,000円/人	3 人	15.000 円		
		☐ ② 5,000円超		人	円	要添付	必要
	都道府県外 移動	☐ ③ 自家用車	標準金額 円/台	台	円		
		☐ ④ 標準金額以下	円/人	人	円		
		☐ ⑤ 標準金額超		人	円	要添付	必要
3	都道府県内 移動	☒ ① 5,000円以下	5,000円/人	3 人	15.000 円		
		☐ ② 5,000円超		人	円	要添付	必要
	都道府県外 移動	☐ ③ 自家用車	標準金額 円/台	台	円		
		☐ ④ 標準金額以下	円/人	人	円		
		☐ ⑤ 標準金額超		人	円	要添付	必要
4	都道府県内 移動	☒ ① 5,000円以下	5,000円/人	3 人	15.000 円		
		☐ ② 5,000円超		人	円	要添付	必要
	都道府県外 移動	☐ ③ 自家用車	標準金額 円/台	台	円		
		☐ ④ 標準金額以下	円/人	人	円		
		☐ ⑤ 標準金額超		人	円	要添付	必要

※自治体等が負担する等、ご請求者さまの支出が伴わなかった場合(今後自治体等によりご請求者さまに支払われる場合を含みます)は、お支払いの対象とはなりませんので記入しないでください。

合計⑦ 60.000 円

状況説明欄

都道府県内移動で5,000円を超えるご負担をされた場合、又は移動手段が「その他」の都道府県外移動で、標準金額を超えるご負担をされた場合は、具体的なご事情を状況説明欄にご記入ください。

裏面(B3-2)もご記入いただいた場合は下記に転記してください。

B3-2 合計 ① = 円

合計金額 ▼ ご請求金額合計 に転記してください。

⑦+① = 60.000 円

※領収書等の証明書類は、原則として原本を本請求明細にホチキスで止めてご提出ください。

▶ B3-2 ~ B3-6 もご記入ください。

「家財道具移動費用」についても、「移動交通費」と同様、移動元と移動先が同一の都道府県内にあるか否か等によって賠償金額が定まり、標準金額を請求する場合には「領収証」等の貼付や「状況説明」は不要である（乙C31第6号証の1・29頁）。

なお、「避難・帰宅費用」「家財道具移動費用」のいずれについても、実際の交通費が標準交通費を上回る場合には別途請求が可能であり、必要かつ合理的な範囲でその費用が填補される（上掲【図7】における「状況説明欄」参照。家財道具移動費用や、下記の「一時立入費用」についてもこれと同様の「状況説明欄」記載欄が設けられている（乙C31第6号証の1・29頁、31頁）。）。

ウ 「一時立入費用」の請求について

「一時立入費用」として賠償される損害の細目は、「交通費」、「宿泊費」、「家財道具移動費用」、「除染費用」である（乙C31第6号証の1・31頁）。

「一時立入費用」に対する賠償を請求するために請求者が記入する箇所は、乙C31第6号証の1・31頁（「B4-1 一時立入費用にかかる請求明細（1／3）」との表題が付されているページ）である。「一時立入費用」の賠償は、請求者が避難等対象区域に一時立入を行った際の交通費、宿泊費、家財道具移動費用等の費用を填補するものであり、対象賠償期間内における1か月1回以内の一時立入であれば、「一時立入をされた日」を記入した上、移動交通費の請求に必要な記入（上記イと同様に、移動元と移動先が同一の都道府県内にあるか否か、都道府県外移動の場合には移動手段が自家用車であるか否か、移動を行なった人数・台数）をすれば足りる。なお、1か月に複数の立入がなされた場合にも別途請求が可能であり、必要かつ合理的な範囲でその費用が填補される。

原告番号31-2は、平成23年3月30日に3名で一時立入をしたと申告し、移動交通費について、都道府県内移動の標準額である片道1人5000円

の往復分にあたる3万円の賠償金を請求した(乙C31第6号証の1・31頁)。
また、原告番号31-2は、同日の一次立入に関し、家財道具移動費用について、「自家用車」で都道府県内移動を2回行ったと申告して、標準額である1回5000円の2回分にあたる1万円の賠償金を請求した。

【図8】 (乙C31第6号証の1・31頁)

B4-1

一時立入費用にかかる請求明細 (1/3)

こちらの請求明細は、「本件事故」によって避難等された方が、「避難等対象区域」に一時立入を行った際にご負担された費用をご請求いただく書類です。

1ヶ月につき1回までお支払いいたします。

●「補償金ご請求のご案内」の P.64、66 の記載例をご参照ください。※こちらで記載欄が不足した場合は B4-2、B4-3 をご利用ください。

一時立入をされた日	一時立入に関する仮払補償金
平成 23 年 3 月 30 日	☐ あり ☒ なし

※いずれかにチェック☑を入れてください。

1 移動交通費 ※都道府県内の移動で5,000円を超えるご負担をされた場合は、都道府県外移動で、標準金額を超えるご負担をされた場合は具体的なご事情を状況説明欄にご記入ください。 ※いずれかにチェック☑を入れてください。

移動経路	移動手段	単価	人数・台数	金額	領収書	状況説明
往路	☒ 1 都道府県内移動	☒ 1 5,000円以下 5,000円/人	3 人	15,000円	要添付	必要
		☐ 2 5,000円超				
	☐ 1 自家用車	☐ 3 標準金額 円/台	台	円		
	☐ 2 都道府県外移動	☐ 4 標準金額以下 円/人	人	円		
復路	☒ 1 都道府県内移動	☒ 1 5,000円以下 5,000円/人	3 人	15,000円	要添付	必要
		☐ 2 5,000円超				
	☐ 1 自家用車	☐ 3 標準金額 円/台	台	円		
	☐ 2 都道府県外移動	☐ 4 標準金額以下 円/人	人	円		
				小計ア 30,000円	チェックを入れた金額を記載してください	

2 移動中の宿泊費 ※宿泊費のお支払いは2泊を目安とさせていただきます。3泊以上をご請求いただく場合や宿泊単価が8,000円を超える場合は、具体的なご事情を状況説明欄にご記入ください。

宿泊分類	宿泊数	人数	金額	領収書	状況説明
☐ 1 前泊 ☐ 2 延泊	泊	人	円	要添付	必要※

3 家財道具移動費用 ※自家用車の場合は移動2回まで、その他の場合は利用1回までとさせていただきます。

移動手段	移動経路	単価	回数	金額 (単価×回数) 又は領収書金額	領収書	状況説明
☒ 1 自家用車	☒ 1 都道府県内移動	☒ 1 5,000円以下 5,000円/回	2 回	10,000円	要添付	必要
		☐ 2 5,000円超				
	☐ 2 都道府県外移動	☐ 3 標準金額 円/回	回	円		
☐ 9 その他			1 回	円	要添付	必要
				小計ウ 10,000円	チェックを入れた金額を記載してください	

4 除染費用

金額	除染を証明する書類	領収書	状況説明
☐ 1 5,000円以下 5,000円	必要		
☐ 2 5,000円超 円	必要	要添付	必要

※移動手段が「自家用車」都道府県内移動で5,000円を超えるご負担をされた場合は、又は移動手段が「その他」の場合は具体的なご事情を状況説明欄にご記入ください。

状況説明欄

5 ご請求金額 ※除染費用が5,000円を超えるご負担をされた場合は、具体的なご事情を状況説明欄にご記入ください。

合計金額
オ ア + イ + ウ + エ = 40,000 円

B4-2、B4-3 もご記入いただいた場合は下記もご記入ください。

B4-2 合計 ㊦ = 40,000 円

B4-3 合計 ㊧ = 160,000 円

ご請求金額合計 ㊨ + ㊦ + ㊧ = 40,000 円

▶ A2 補償金請求書に転記してください。

※領収書等の証明書類は、原則として原本を本請求明細にホチキスで止めてご提出ください。

※自治体等が負担する等、ご請求者さまの支出が伴わなかった場合(今後自治体等によりご請求者さまに支払われる場合を含みます)は、お支払いの対象とはなりませんので記入しないでください。

(4) 「生命・身体的損害」

「生命・身体的損害」は、「『本件事故』によって『避難等』を余儀なくされたために、傷害を負い、健康状態が悪化し、疾病にかかれた、もしくは健康状態の悪化を防止するために受診された際に、ご負担された費用」を填補するものであり、その細目は「医療費」、「指定診断書取得費用」、「慰謝料」、「通院等にかかる移動交通費」、「通院等にかかる宿泊費」及び「生命・身体的損害による就労不能」である。

世帯番号31の原告らは、「生命・身体的損害」について、「直接賠償（第1期）」等の請求書ではなく、「生命・身体的損害（個別）」の請求書パックで賠償を請求している。以下では、「生命・身体的損害」の請求・賠償の概要について「直接請求（第1期）」の請求書パックに基づいて説明し、原告番号31-1が請求・賠償を受けた「生命・身体的損害」の具体的内容については「生命・身体的損害」の請求書パックに基づいて説明する。

【図9】（乙C31第6号証の1・37頁）

B5-1 生命・身体的損害にかかる請求明細（1/3）			
こちらの請求明細は、「本件事故」によって「避難等」を余儀なくされたために、傷害を負い、健康状態が悪化し、疾病にかかれた、もしくは、健康状態の悪化を防止するため受診された際に、ご負担された費用をご請求いただく書類です。 ●「補償金ご請求のご案内」の P.68 の記載例をご参照ください。			
ご請求金額合計			
1.医療費（今回ご請求金額）	ア =	円	◀下記より転記してください。
2.指定診断書取得費用	イ =	円	◀下記より転記してください。
3.慰謝料	エ =	円	◀B5-2 より転記してください。
4.通院等にかかる移動交通費	オ =	円	◀B5-2 より転記してください。
5.通院等にかかる宿泊費	カ =	円	◀B5-3 より転記してください。
6.生命・身体的損害による就労不能	ク =	円	◀B5-7 より転記してください。
ご請求金額合計 ア + イ + エ + オ + カ + ク = 円 ▶ A2 補償金請求書に転記してください。			

災害救助法の適用により、本件事故の被災者については、医療費の負担金の免除措置が講じられている。直接賠償手続においては、「医療費」のほかにも各種費用の支出や慰謝料に対する賠償がなされている。

まず慰謝料に関しては、「実通院日数の2倍」又は「診療期間の日数」の少ない方に4200円を乗じた額を慰謝料として定めており（乙C31第6号証の1・38頁の「3 慰謝料」参照）、診断書（医療証明書）（同37頁参照）の提示により、慰謝料の賠償がなされる。短期間内に完治せず「診療期間の日数」が大きい場合については、上記算定方法を踏まえると、事実上、1回の通院につき8400円（4200円×2）の慰謝料額が賠償されることになる。

また、被告は、1回の通院につき5000円の標準通院交通費を定めており（同38頁参照）、通院の事実に関する診断書（医療証明書）（同37頁参照）の提示があれば、1回の通院につき一律5000円の通院交通費の賠償金が受けられる（実際の交通手段等を問わない）。なお、タクシーやその他の移動手段を用い、実際の負担額が1回の通院につき5000円を超える場合には、具体的な事情に応じて追加で賠償がなされる（同38～39頁参照）。

このように、医療費又は交通費などの支出が実際にあったこと及びその支出額が主張・立証されなくとも、診断書（医療証明書）の提示により通院の回数が確認できれば、慰謝料及び通院交通費の合計額の賠償金が受けられる（診療期間が長期にわたるものについては、「実通院日数の2倍」よりも診療期間の方が多くなるため、慰謝料は1回当たり8400円（4200円×2）となり、通院交通費との合計額として1回の通院につき1万3400円の賠償金が受けられる）。

原告番号31-1は、平成23年4月5日から同年11月10日までの間に計14回の通院を行ったとして、慰謝料11万7600円（4200円×14日×2）、通院交通費円（5000円×22回）の計11万円を請求し（乙C31第10号証の1・11～12頁、20～21頁）、慰謝料10万9200円及び通院交通費10万5000円の賠償金の支払を受けた（乙C31第10号証の2～

3)。また、指定診断書取得費用として1万4850円を請求し、同額の賠償金の支払を受けた（乙C31第10号証の1・12頁、乙C31第10号証の2～3）。

【図10】（乙C31第6号証の1・38頁）

B5-2		生命・身体的損害にかかる請求明細（2/3）														
3 慰謝料 ※ご請求いただく場合には、指定診断書をご提出ください。																
A	<table border="1"> <tr> <td>診療期間</td> <td>自</td> <td>平成</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td rowspan="2">日間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>至</td> <td>平成</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> </table>	診療期間	自	平成	年	月	日	日間		至	平成	年	月	日	◀指定診断書から転記してください。	
診療期間	自	平成	年	月	日	日間										
	至	平成	年	月	日											
B	<table border="1"> <tr> <td>実際に治療を受けた日数</td> <td>日</td> <td>×</td> <td>2</td> <td>=</td> <td>日</td> </tr> </table>	実際に治療を受けた日数	日	×	2	=	日	◀指定診断書から転記してください。								
実際に治療を受けた日数	日	×	2	=	日											
<table border="1"> <tr> <td>A、Bいずれか少ない日数</td> <td>日</td> <td>×</td> <td>4,200円/日</td> <td>=</td> <td>慰謝料工</td> <td>円</td> </tr> </table>						A、Bいずれか少ない日数	日	×	4,200円/日	=	慰謝料工	円	B5-1 のご請求金額合計に転記してください。			
A、Bいずれか少ない日数	日	×	4,200円/日	=	慰謝料工	円										

【図11】（乙C31第6号証の1・38頁）

4 通院等にかかる移動交通費		※タクシーをご利用の場合や、その他の移動手段でご負担額が5,000円を超える場合は、次ページの状況説明欄に具体的なご事情をご記入ください。	
※いずれかにチェック☑を入れてください。			
日付	移動手段/単価	人数	金額
1 平成	☐ タクシー その他 ☐ 25,000円以下 5,000円/人	人	円
年 月 日	☐ タクシー その他 ☐ 25,000円以下 5,000円/人	人	円
2 平成	☐ タクシー その他 ☐ 25,000円以下 5,000円/人	人	円
年 月 日	☐ タクシー その他 ☐ 25,000円以下 5,000円/人	人	円
3 平成	☐ タクシー その他 ☐ 25,000円以下 5,000円/人	人	円

ところで、原告番号31－1は種々の傷病で複数の医療機関を受診し、「生命・身体的損害」の賠償を受けているが、その中には通院証明書上「避難との因果関係」が「不明」と明記されている「左尿管結石症」、「義歯破損」、及び「床裏装」での通院（乙C31第10号証の1・16頁、18頁）や、本件事故との因果関係が認められない「急性胃腸炎」及び「急性咽頭気管支炎」（同19頁）も含めて請求がなされ、賠償に至っている。

【図12】（乙C31第10号証の1・18頁）

通 院 証 明 書																					
氏 名	今野 馨 男・女										生年月日	M.T.H 34 年 5 月 25 日生 (52 歳)									
傷病名	76 1-356 脊髄損傷 四肢麻痺										避難との因果関係	有 無 不明									
担 当 医 師 の 証 明 欄																					
発症時期	平成 23 年 7 月頃																				
診療期間	自 至	平成 23 年 7 月 25 日 平成 23 年 8 月 12 日										診療実日数	3 日間								
23 年 7 月 (/ 日間)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15						
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31					
23 年 8 月 (2 日間)	①	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	⑫	13	14	15						
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31					
年 月 (/ 日間)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15						

【図13】（乙C31第10号証の1・19頁）

通 院 証 明 書																					
氏 名	今野 馨 男・女										生年月日	M.T.H 34 年 5 月 25 日生 (45 歳)									
傷病名	急性胃腸炎、急性咽頭気管炎										避難との因果関係	有 無 不明									
担 当 医 師 の 証 明 欄																					
発症時期	平成 23 年 7 月頃																				
診療期間	自 至	平成 23 年 7 月 5 日 平成 23 年 11 月 10 日										診療実日数	2 日間								
23 年 7 月 (/ 日間)	1	2	3	4	⑤	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15						
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31					
23 年 11 月 (/ 日間)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	⑩	11	12	13	14	15						
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31					

(5) 「就労不能損害」の賠償について

「直接賠償（第1期）」の賠償項目には「就労不能損害」が含まれるが、「就

労不能損害」の賠償については、「直接賠償（第１期）」においては採用されていなかった「特別の努力」による事故後収入の不控除の取り扱いがその後なされるようになっていること等から、後記５において述べることとする。

（６）「その他」の賠償内容について

「直接賠償（第１期）」には「その他」との名称による請求ページが含まれている（乙Ｃ３１第６号証の１・６０頁以下）。これは、他の請求項目に記入できない損害を「その他」の請求として記入し、請求を行うための箇所である。

「その他請求」に関して請求者が記入すべき箇所は、「Ｃ その他請求明細」との表題が付されているページ（同６０頁以下）である。「その他請求」のように定額の賠償金額の設定がされていない賠償については、個別事情の説明及び証憑の貼付が求められるが、説明すべき範囲・内容は、支出の事実及び当該支出と本件事故との関連性に関する最小限の説明で足りる。

世帯番号３１の原告らは、「Ｃ その他請求明細」のページに請求内容や金額、費用支出の経緯等を記載し、後続のページに簡易なメモの記載や領収証の添付を行い、支払を求めている（同６０頁以下）。これら物品の中には、消耗品とみられる物品も混在している。

【図１４】（乙Ｃ３１第６号証の１・７７頁）

DAIYU HOME CENTER
8ダイユーエイト
 川俣店 電話 024-538-0071

2011年05月29日(日) No. 0003

No828阿部 祐哉

261101	メールボックス クリア	¥105
261101	ロックスホルダー スリット	¥105
261101	ホットハウスY	¥105
261101	ヒューズボックス	¥210
27 x 単105		
120203	バスキング コウゲンノート	¥248
261101	カミビロ(クラフト) (85G・50)	¥105
110203	クリームクレンザー シェルメン	¥178
110201	シヨイ フレッシュオレンジ ホン	¥168
160401	アルカリカレンチンチRAYMAXタン1 2P	¥496
27 x 単248		
261101	ビュンクッション	¥105
261101	セルマツバセット	¥105

合計 **¥1,930**
 (内税計 **¥91**)

お預り **¥10,000**
 お釣り **¥8,070**
 (消費税等 **¥91**)



0021 13点買 12:55TH

DAIYU HOME CENTER
8ダイユーエイト
 川俣店 電話 024-538-0071

2011年05月28日(土) No. 0001

No053村上由紀子

261101	スハ-スラック(Bセット)	¥210
27 x 単105		
261101	キッチンヨウセイリラックホワイト	¥210
27 x 単105		
261101	ハ-ハ-ハ-バック エルタカラ	¥105
261101	エ-スハ-バック ビニ-ルカバー	¥105
261101	B5ノートA4 2リットル	¥105
261101	B5ノートB4 2リットル	¥105
261101	ビ-ゴ ノートビ-ケイ30743	¥105
261101	ビ-ゴ ノートE-ケイ30743	¥105
261101	ハンリカカバー-ユー-カ(ラバ)	¥105
261101	トイレマット(ストライプ)カラ	¥105
261101	サニタリーヨウホリフクロクロホ	¥105
261101	NO. 338 トイレヨウコーナーホ	¥105
110103	ハミンクフル フック掛けサリ	¥248

合計 **¥1,718**
 (内税計 **¥81**)

お預り **¥2,018**
 お釣り **¥300**
 (消費税等 **¥81**)



0030 15点買 10:10TH

また、上記(3)イのように、原告番号31-2は「避難・帰宅費用」として計2回分の「家財道具移動費用」の賠償を請求し、その移動手段は「自家用車」とされていることから(乙C31第6号証の1・31頁)、自宅に保有していた家財の少なくとも一部は持ち出しの上で使用しているとみられるが、持ち出した家財と新規で購入の上「その他」として請求されている家財との重複の有無については何らの確認を行うことなく賠償が実施されている。

(7) 請求書の送付から賠償金受領まで

請求者は、以上のような記載要領により、世帯単位で直接請求書式を用いた請

求書を作成のうえ、「同意書」ないし「委任書」とともに郵送等により被告に提出する。その後、被告における形式的な審査を経て、被告から代表者に対し、「合意書」を含む書類一式（乙C31第6号証の2）が交付される。「合意書」には、世帯全体分の賠償金額等が記載されており、代表者は、そこに示される賠償額に同意する場合には、「合意書」（世帯番号31の例として乙C31第6号証の3）に署名の上、これを被告に返送する。その後、賠償金が代表者の指定する銀行口座（世帯代表者の銀行口座）に振り込まれることとなる。

（8）小括

このように、直接請求手続は、賠償金支払手続の迅速な実施を図るために、必要最小限度の事実の申告のみを請求者に求め、申告内容に基づいて賠償額を定める仕組みとなっている。一部の者にのみ発生し得る事情による損害など、個別的に評価されるべき賠償項目についても、最小限度の説明のみを請求者に求め、費用支出の事実及び本件事故との関連性についての一応の説明と最小限の資料添付がなされれば、請求された金額の賠償がなされる。

3 「直接賠償（第2期）」について

「直接賠償（第2期）」（対象期間は平成23年9月1日から同年11月末日まで）は、「直接賠償（第1期）」と同じく「精神的損害」、「避難・帰宅費用」、「一時立入費用」、「生命・身体的損害」、「就労不能損害」、「検査費用（人）」、「検査費用（物）」及び「その他」の項目のもとで賠償がなされ、下記に述べるとおり「精神的損害」の請求がより簡素な記載によって行われるほかは「直接賠償（第1期）」と同様の直接賠償書式となっている。

上記2（3）において述べたように、「直接賠償（第1期）」の直接賠償書式においては、請求対象期間内の各月における「避難形態」すなわち避難先が「A：避難所、体育館、公民館」に当たるか、それ以外の場所（「B：ホテル、旅館、ご

親戚宅、仮設住宅、賃貸住宅等」又は「C：自宅」）に当たるかにより、賠償金額が12万円又は10万円と定まる方式が採られていた。

これに対し、「直接賠償（第2期）」の直接賠償書式は、下掲【図15】が示すようなチェックを入れることのみによって、「直接賠償（第1期）」の請求において請求者から申告された避難履歴及び対象期間に応じて算定される金額（算定方法・額は「直接請求（第1期）」と同様（下掲【図16】）を請求する方式を採用している。

【図15】（乙C31第7号証の1・7頁）

C 避難生活等による精神的損害	
記入例：『賠償金ご請求書 記入例』8ページをご参照ください。	
賠償項目 のご説明	「避難等」によって被られた精神的苦痛に対する損害について、 避難の状況や期間に応じてお支払いいたします。
■ 避難生活等による精神的損害の請求	
「避難生活等による精神的損害」を請求される方は チェック☒を入れてください。 ☒ 「避難生活等による精神的損害」を 請求します。 「避難生活等による精神的損害」は、ご請求者さまのお住まいのある区域 と避難状況にもとづき、賠償させていただく金額を弊社にて計算の うえお支払いさせていただきます。	

【図16】（乙C31第7号証の1・10頁）

参考 お1人1ヶ月あたりの金額表

各タイプの内容につきましては、
『賠償金ご請求の解説』9～10ページをご参照ください。

避難
形態

A: 避難所、体育館、公民館、テント泊、車中泊 等
B: ホテル、医療介護施設、ご親戚宅、仮設住宅、賃貸住宅 等
C: 自宅

タイプ1 避難区域・計画的避難区域

避難形態	月額	
	平成23年3月～平成23年8月	平成23年9月～平成23年11月
A	120,000 円	120,000 円
B	100,000 円	100,000 円
C	100,000 円	100,000 円

4 「直接賠償（第3期・簡易請求方式）」について

（1）簡易請求方式の導入による記入事項の簡略化

上記「1」において詳細に述べた「直接賠償（第1期）」や、その後の期間を対象とする「直接賠償（第2期）」に続く「直接賠償（第3期・簡易請求方式）」

（対象期間は平成23年12月1日から平成24年2月末日。乙B第188号証）においては、「簡易請求方式」が新たに導入され、賠償のさらなる簡略化が図られている。

「簡易請求方式」は、個々の請求者に対する直接賠償手続を通じた従前の賠償実績に基づき、各世帯の請求金額（世帯単位での請求金額）をあらかじめ設定し、請求金額をより簡単に算定することができる仕組みとなっており、原則として領収書等の添付は不要としている。また、従前の賠償実績を超える損害が生じた場合など、「簡易請求方式」による請求を希望しないときは、従来の方式による請求書による請求を行うこともできる（乙C31第8号証の1・2頁）。

【図17】（乙C31第8号証の1・2頁）

はじめに

請求書の記入のご負担を軽減し、迅速なお支払いをさせていただくため、新たな方式の請求書（簡易請求方式）をご用意いたしました。本請求書では、これまでのお支払い実績をもとに、各世帯のご請求金額を設定させていただいております。ご請求者さまには、ご避難の状況に応じ、ご請求金額を簡単に計算してご請求いただけます。また、原則として領収書等の添付が必要ございません。

本請求書をご使用いただける方は、①第1回目、第2回目のご請求において、すでに弊社と合意いただいた方で、②前回の請求期間からご世帯の構成員に変更がない方となります。

なお、本請求書での請求を希望されない方は、従来方式のご請求書もあわせてご用意しておりますので、ご希望される場合には、弊社までご連絡くださいますよう、お願いいたします。

世帯番号31に交付された「直接賠償（第3期・簡易請求方式）」の直接請求書式には、以下のとおり事前に印字される内容があり、請求者において、以前に支払を受けた賠償金額などを自ら調べなくても、従前の賠償実績に基づく請求が可能となっている。

事前印字される内容	乙C31第8号証の1
世帯代表者の氏名、本件事故時の住所、現住所、電話番号、指定振込口座などの基本情報	3頁ほか
前回の請求（「直接賠償（第2期）」）における最終月の避難形態等	4頁
「精神的損害」の世帯単位での前回賠償実績（90万円）及びこれと同様の避難形態である場合の今回の請求金額（90万円）	5頁（「ご請求金額の算出」）の「賠償項目」の「C避難生活等による精神的損害」欄に「前回実績」「前回最終月と同様の避難形態」箇所に「900,000円」の印字（「900,000円」は、原告番号31-2～4が「2期」の請求書における平成23年9月1日から同年11月末日ま

事前印字される内容	乙C31第8号証の1
	での賠償として受領した実際の金額)
「就労不能損害」の世帯単位での 前回賠償実績等	5頁（「ご請求金額の算出」）の「賠償項目」 の「G就労不能損害」欄に「事故以前の収入（3 ヶ月分）」箇所に「702,000円」の印字、「前回 の収入（3ヶ月分）」箇所に「410,432円」の印 字
「実費」（避難・帰宅費用、一時立 入費用、生命・身体的損害、検査費 用）の世帯単位での前回賠償実績	5頁（「ご請求金額の算出」）の「賠償項目」 の「実費」欄に「前回実績」として「120,000円」 （1万円未満切り上げ）の印字
「その他」の世帯単位での平均賠 償実績（3ヶ月分）	5頁（「ご請求金額の算出」）の「賠償項目」 の「その他」欄に「平均実績（3ヶ月分）」と して「200,000円」「（第1回目＋第2回目）÷ 3」（1万円未満切り上げ）の印字

（2）賠償金額が簡易な記入により決定されていること

「直接賠償（第3期・簡易請求方式）」による賠償の対象となる項目は、「直接賠償（第1期）」「直接賠償（第2期）」と同様の「精神的損害」「避難・帰宅費用」「一時立入費用」「生命・身体的損害」「就労不能損害」「検査費用（人）」

「検査費用（物）」及び「その他」（乙C31第8号証の1・5頁）のほか、「中間指針追捕（自主的避難等に係る損害について）を踏まえた追加のお支払い」である。

「直接賠償（第3期・簡易請求方式）」においては、そのうちの「避難・帰宅費用」「一時立入費用」「生命・身体的損害」「検査費用（人）」「検査費用（物）」は「実費」として一括で扱われ（乙C31第8号証の1・5頁参照）、従来の請求書式以上に簡易な記入により請求が可能となっている。

以下においては、「精神的損害」、「就労不能損害」、「実費」、「その他」、「中間指針追捕（自主的避難等に係る損害について）を踏まえた追加のお支払い」の順に、世帯単位で賠償額が簡易に算定される過程を具体例に沿って述べることをとする。

ア 精神的損害

上述のように、前回の請求（「直接賠償（第2期）」）の最終月の避難形態と、これと同様の避難形態が今回の請求対象期間も継続した場合の精神的損害の額が該当箇所にあらかじめ印字されている。請求者は、前回と同様の避難形態であれば、「前回最終月と同様の避難形態」欄にチェックを入れることで足りる。また、避難形態が前回最終月と異なる場合には、該当する避難形態ごとの賠償額（月額12万円又は10万円）を記入することとなる。

世帯番号31は、「直接賠償（第3期・簡易請求方式）」において「前回最終月と同様の避難形態」を選択し、精神的損害として「直接賠償（第2期）」における実績と同額の世帯3名（原告番号31-2～4）合計90万円（対象期間は3ヶ月）を請求し、同額の支払を受けた（乙C31第8号証の2・2頁、乙C31第8号証の3）。

【図18】（乙C31第8号証の1・5頁）

II ご請求金額の算出(1/4)		
記入例:『賠償金 ご請求書 解説と記入例(簡易請求方式)』19～20ページをご参照ください。		
本書類のご説明	第2回目(平成23年9月～11月)のお支払い金額をもとに、ご請求対象期間(3ヶ月)におけるご世帯でのご請求金額の合計を賠償項目ごとに、ご算定いただく書類です。	
■ ご請求金額の算出 【今回のご請求対象期間】 平成23年12月 1日～平成24年 2月29日		
ご請求対象期間(3ヶ月)の状況に応じて、賠償項目ごとに以下のいずれかにチェック☑を入れてご請求金額をご算定ください。また、「実費」および「その他」の賠償項目のご請求金額のご算定にあたっては、記入例:『賠償金 ご請求書 解説と記入例』33～34ページの「Ⅲ ご請求金額の算出の控え(計算メモ)」にて試算いただいたうえで、チェック☑をご記入ください。必要に応じて青枠 の記入欄に該当する金額をご記入ください。		
賠償項目	ご請求対象期間の状況	ご請求金額
☒ 避難生活等による精神的損害 前回実績: 900,000 円	☒ 1 前回最終月と同様の避難形態	○ 900,000 円
	☐ 2 前回最終月と異なる避難形態 ⇒4ページの「Ⅲ 避難生活等による精神的損害の内訳」の合計をご記入ください。	4ページ①より転記 ⑦ 円
	☒ 3 前回と同程度の収入	○ 291,568 円

イ 「就労不能損害」

「直接賠償（第3期・簡易請求方式）」の「就労不能損害」に関する請求の記載箇所には、本件事故以前の世帯収入の3ヶ月分と、前回（「直接賠償（第2期）」）の請求対象期間（平成23年9月から11月の3ヶ月）の世帯収入があらかじめ印字されており、「前回と同程度の収入」欄の「ご請求金額」欄には、その差額が印字されている²。

【図19】（乙C31第8号証の1・5頁）

² 被告は、「直接賠償（第4期）」以降、本件事故後に得られた収入を控除せずに賠償額の算定を行う「特別の努力」の取り扱いを開始したほか、「直接賠償（第4期）」以前の期間を対象とする就労不能損害の賠償額についても「特別の努力」に相当する部分を遡及的にお支払いする取り扱いを行っている。これらの点については後記5において詳述する。

Ⅱ ご請求金額の算出(1/4)		
記入例:『賠償金 ご請求書 解説と記入例(簡易請求方式)』19～20ページをご参照ください。		
本書類のご説明	第2回目(平成23年9月～11月)のお支払い金額をもとに、ご請求対象期間(3ヶ月)におけるご世帯でのご請求金額の合計を賠償項目ごとに、ご算定いただく書類です。	
■ ご請求金額の算出 【今回のご請求対象期間】平成23年12月 1日～平成24年 2月29日 ご請求対象期間(3ヶ月)の状況に応じて、賠償項目ごとに以下のいずれかにチェックを入れてご請求金額をご算定ください。 また、「実費」および「その他」の賠償項目のご請求金額のご算定にあたっては、記入例:『賠償金 ご請求書 解説と記入例』33～34ページの「 ■ ご請求金額の算出の控え(計算メモ) 」にて試算いただいたうえで、チェック欄をご記入ください。 必要に応じて青枠 の記入欄に該当する金額をご記入ください。		
賠償項目 ☒ 避難生活等による精神的損害 前回実績: 900,000 円	ご請求対象期間の状況 ☒ 1 前回最終月と同様の避難形態 ☐ 2 前回最終月と異なる避難形態 ⇒4ページの「 ■ 避難生活等による精神的損害の内訳 」の合計をご記入ください。	ご請求金額 〇 900,000 円 4ページ①より転記 円
☒ 就労不能損害 事故以前の収入(3ヶ月分): 702,000 円 前回の収入(3ヶ月分): 410,432 円	☒ 1 前回と同程度の収入 ☐ 2 前回より収入の増減があった 事故以前の収入(3ヶ月分) 702,000 円 円 = 円 ☐ 3 事故以前以上の収入	〇 291,568 円 ① 円 0 円

請求者は、請求対象期間である平成23年12月から平成24年2月までの期間における世帯収入について、「前回と同程度の収入」、「前回より収入の増減があった」、「事故以前以上の収入」のいずれかを選択してチェックを入れる。請求者が、「前回と同程度の収入」を選択すれば、印字されている「ご請求金額」欄に記載の金額が請求額となる。請求者が「前回より収入の増減があった」を選択した場合には、請求対象期間3ヶ月間における実際の世帯収入を記載して、事故以前の3ヶ月分の世帯収入から請求者が記載したその金額を差し引いた額を「ご請求金額」欄に記入し請求する。請求者が「事故以前以上の収入」を選択した場合には、「就労不能損害」が発生していないので、「ご請求金額」欄は「0円」となる。

上掲【図19】が示すとおり、世帯番号31に送付された「直接賠償(第3期・簡易請求方式)」の請求書式における「就労不能損害」の箇所には、「事故以前の収入(3ヶ月分)」として「702,000円」、「前回の収入(3ヶ月分)」として「410,432円」が印字され、「前回と同程度の収入」の「ご

請求金額」箇所には、「29, 1568円」と印字されている。世帯番号31の原告らは、請求対象期間の状況として「前回と同程度の収入」にチェックを入れ、世帯として29万1568円を請求し、同額の支払を受けた（乙C31第8号証の2・2頁、乙C31第8号証の3）。

なお、上記で述べたように、「直接賠償（第3期・簡易請求方式）」における就労不能損害の賠償は、本件事故後に得られた収入を控除して（本件事故前の収入との差額に基づいて）算定されることとなっている（この点は「直接賠償（第1期）」「直接賠償（第2期）」においても同様である）。ただし、就労不能損害の賠償については、「直接賠償（第4期）」以降、本件事故後に得られた収入を控除せずに賠償額の算定を行う「特別の努力」の取り扱いが開始され、それ以前の請求書パックを通じた就労不能損害の算定において控除されていた本件事故後の収入分についてもこれを遡及的に賠償している。これらの点については後記5において詳述する。

ウ 実費

「直接賠償（第3期）」の「実費」という賠償項目には、前述のとおり、以下の賠償細目が含まれており、これらが「実費」として一括で扱われている。すなわち、「直接賠償（第1期）」「直接賠償（第2期）」においても賠償対象とされていたこれらの賠償細目を、「直接賠償（第3期・簡易請求方式）」においては「実費」として一括りにし、各世帯に対する世帯単位での賠償実績を基礎としてより簡易な算定により請求ができる仕組みとしている。

「避難・帰宅費用」

「一時立入費用」

「生命・身体的損害」

「検査費用（人）」

「検査費用（物）」

「直接賠償（第3期・簡易請求方式）」の請求書は、前回の請求で支払われた実績（世帯単位での賠償合計額）を万の位に切り上げた金額を基準額として、その100%、75%、50%及び25%に相当する金額を事前に印字し、請求者が選択できるように作成されている（乙B第178号証）。

当期で請求する実費の総額が前回の請求で支払われた金額を超えなければ、請求者において具体的にどのような費用が生じたのかを申告することすら求められておらず、支出についての資料の添付も不要とされる。前回の請求で支払われた金額を超える金額を請求する場合にのみ、請求金額の明細を記載し資料を添付することとなる（下掲【図20】のチェックボックス「1」右欄参照）。

【図20】（乙C31第8号証の1・5頁）

410,432 円	☐	事故以前以上の収入	0 円
実費 ☐ 避難・滞宅費用 ☐ 一時立入費用 ☐ 生命・身体的損害 ☐ 検査費用（人） ☐ 検査費用（物） 前回実績： 120,000 円 1万円未満切り上げ	☐ 1	前回より支出が増加した ⇒ 証明書類が必要となります。5ページの「 ☒ 実費の内訳」の合計をご記入ください。	120,000 円超
	☒ 2	前回と同程度の支出金額 （	90,000 円超～ 120,000 円以下
	☐ 3	支出金額が	60,000 円超～ 90,000 円以下
	☐ 4	支出金額が	30,000 円超～ 60,000 円以下
	☐ 5	支出金額が	30,000 円以下
	☐ 6	支出なし	0 円
			5ページ②より転記 120,000 円
			6ページ③より転記

世帯番号31の原告らは、「直接賠償（第3期・簡易請求方式）」の請求時点で、直近の請求書パックである「直接賠償（第2期）」において、「直接賠償（第3期・簡易請求方式）」の「実費」の賠償項目に該当する項目に関し「一時立入費用」として12万円の支払を受けたことから（乙C31第7号証の2・3頁、乙C31第7号証の3）、これを万の位に切り上げた「直接賠償（第3期・簡易請求方式）」での賠償基準額は12万円となる。

したがって、世帯番号31に送付された「直接賠償（第3期・簡易請求方式）」の「実費」の選択欄には、12万円の100%（12万円）、75%（9万円）、

50%（6万円）及び25%（3万円）に相当する金額が選択肢として事前に印字されている（乙C31第8号証の1・5頁、上掲【図20】参照）。

世帯番号31の世帯は、「前回と同程度の支出金額」にチェックを入れ、12万円を「実費」分として請求し、同額の支払いを受けた（乙C31第8号証の2・2頁、乙C31第8号証の3）。

エ 「その他」

被告は、賠償金支払手続の迅速な実施を図るために、「直接賠償（第3期・簡易請求方式）」における「その他」についても簡略化を図っている。上記2（6）で述べたように、「その他」は他の請求項目に記入できない損害を記入し、請求を行うためのページである。

すなわち、「直接賠償（第3期・簡易請求方式）」では、前2回の請求（「直接賠償（第1期）」（対象期間は平成23年3月から同年8月末日までの6ヶ月間）及び「直接賠償（第2期）」（対象期間は同年9月1日から同年11月末日までの3ヶ月間）における「その他」の支払実績の世帯合計額に基づき、当該合計額の3ヶ月分に相当する金額を万の位に切り上げたもの（30万円を上限とする。）を基準額として、その100%、75%、50%及び25%相当額を事前に印字し、請求額を請求者が選択できるように作成されている（乙B第178号証）。

当期で請求する「その他」の総額が、前回までの賠償実績をもとに算出される基準額を超えなければ、請求者において具体的にどのような費用が生じたのかを申告することすら求められておらず、支出についての資料の添付も不要とされる。基準額を超える金額を請求する場合にのみ、請求金額の明細を記載し資料を添付することとなる（下掲【図21】のチェックボックス「1」右欄参照）。

【図 2 1】 (乙 C 3 1 第 8 号証の 1・5 頁)

※2 ※3 ※4 その他	☐ 1	支出金額が 200,000 円超 ⇒証明書類が必要となります。6ページの「その他」の内訳の合計をご記入ください。	6ページ⑤より転記 円
	☒ 2	支出金額が 150,000 円超～ 200,000 円以下	200,000 円
平均実績(3ヶ月分): 200,000 円	☐ 3	支出金額が 100,000 円超～ 150,000 円以下	150,000 円
(第1回目+第2回目)÷3 1万円未満切り上げ	☐ 4	支出金額が 50,000 円超～ 100,000 円以下	100,000 円
	☐ 5	支出金額が 50,000 円以下	50,000 円
	☐ 6	支出なし	0 円

世帯番号 3 1 の原告らは、「直接賠償（第 1 期）」において「その他」分として世帯合計 2 9 万 2 5 9 9 円の賠償を受けていた（乙 C 3 1 第 6 号証の 2・3 頁、乙 C 3 1 第 6 号証の 3）。また、「直接賠償（第 2 期）」において「その他」分として世帯合計 2 8 万 9 2 1 9 円の賠償を受けていた（乙 C 3 1 第 7 号証の 2・3 頁、乙 C 3 1 第 7 号証の 3）。これら 2 期分の「その他」の賠償合計額 5 8 万 1 8 1 8 円（対象期間は 2 期分合計で 9 ヶ月）の 3 ヶ月分相当額は 1 9 万 3 9 3 9 円となり、これを万の位に切り上げた「直接賠償（第 3 期・簡易請求方式）」での賠償基準額は 2 0 万円となる。

3 0 万円以下の額（3 0 万円、2 2 万 5 0 0 0 円、1 5 万円又は 7 万 5 0 0 0 円）を請求する場合には、支出額の内訳や支出に関する書類の提出が求められないところ、世帯番号 3 1 の原告らは「支出金額が 1 5 0, 0 0 0 円超～ 2 0 0, 0 0 0 円以下」であったとしてチェックを入れた上で、2 0 万円の賠償を受けた（乙 C 3 1 第 8 号証の 2・2 頁、乙 C 3 1 第 8 号証の 3）。

オ 「中間指針追補（自主的避難等に係る損害について）を踏まえた追加のお支払い」

「直接賠償（第 3 期・簡易請求方式）」における賠償項目の 1 つである「中間指針追補（自主的避難等に係る損害について）を踏まえた追加のお支払い」

は、平成23年4月23日から同年12月末までの間に避難等対象区域又は自主的避難等対象区域に避難・滞在した妊婦及び18歳以下の者に対し、包括慰謝料40万円を、避難生活等による精神的損害とは別途に支払うものである（乙B第188号証）。

「中間指針追補（自主的避難等に係る損害について）を踏まえた追加のお支払い」を受けるにあたっては、請求書に設けられた「18歳以下の方、または妊娠されていた方」の欄にチェックを入れることで足り、これにより各自40万円の賠償を受けることができる。

なお、世帯番号31の世帯は、原告番号31-4（平成4年5月19日生、本件事故当時18歳）（乙C31第2号証・1頁）が平成23年4月23日以降の期間に自主的避難等対象区域である伊達郡川俣町に避難したことから（乙C31第7号証の1・78頁）、同人の請求書に設けられた「18歳以下の方、または妊娠されていた方」の欄にチェックを入れ、これにより40万円の賠償を受けた（乙C31第8号証の2・2頁、乙C31第8号証の3）。

【図22】（乙C31第8号証の1・9頁）

III

中間指針追補(自主的避難等に係る損害について)を踏まえた追加のお支払い

記入例:『賠償金 ご請求書 解説と記入例(簡易請求方式)』127～28ページをご参照ください。

本件事故発生時に「避難等対象区域」にお住まいの方で、①18歳以下の方、または妊娠されていた方、②伊達市の「特定避難勧奨地点」に事故当時お住まいの方のみご記入ください

賠償項目
のご説明

「中間指針追補(自主的避難等に係る損害について)を踏まえた追加のお支払い」について、
ご請求いただく項目です。

■ 中間指針追補(自主的避難等に係る損害について)を踏まえた追加のお支払い

対象となる方に対し、損害相当額(下記金額)についてお支払いいたします。

「中間指針追補(自主的避難等に係る損害について)を踏まえた追加のお支払い」を請求される方は、平成23年3月11日～平成23年12月31日の期間の状況に応じて下記にチェック☑を入れてください。妊娠されていた方は、母子手帳のコピー等をご提出ください。

お名前	ご状況のご確認	ご請求金額
コンノ アヤコ	☐ ①18歳以下の方、または妊娠されていた方	400,000 円
今野 あや子	☒ ②伊達市の「特定避難勧奨地点」に 事故当時お住まいの方	80,000 円
A000056608	③上記①②以外の方	お支払い対象外
コンノ ヒデコ	☐ ①18歳以下の方、または妊娠されていた方	400,000 円
今野 秀子	☒ ②伊達市の「特定避難勧奨地点」に 事故当時お住まいの方	80,000 円
A000056627	③上記①②以外の方	お支払い対象外
コンノ ユウコ	☒ ①18歳以下の方、または妊娠されていた方	400,000 円
今野 裕子	☒ ②伊達市の「特定避難勧奨地点」に 事故当時お住まいの方	80,000 円
A000056650	③上記①②以外の方	お支払い対象外

5 「直接賠償(第4期・簡易請求方式)」における就労不能損害の賠償について(「特別の努力」の取り扱い)

「直接賠償(第4期・簡易請求方式)」(対象期間は平成24年3月1日から同年5月末日まで)における賠償項目は、上述の「直接賠償(第3期・簡易請求方式)」と同様であるが、「直接賠償(第4期・簡易請求方式)」においては、就労不能損害の賠償に関し新たに「特別の努力」の取り扱いが開始されたことから、ここで就労不能損害の賠償について述べることにする。

(1) 「特別の努力」の取り扱いについて

被告は、平成24年6月21日のプレスリリース(乙B第189号証)で公表

したとおり、就労不能損害の算定につき、本件事故後に新たに就労し得られた収入のうち50万円を超えない部分を「特別の努力」によるものとして損害から控除しないこととして、平成24年3月1日以降を対象とする就労不能損害の賠償（「直接賠償（第4期・簡易請求方式）」以降の請求書パック）においてその運用を開始した。

世帯番号31の「直接賠償（第4期・簡易請求方式）」の請求書（乙C31第9号証）によると、原告番号32-3は本件事故当時、福島県双葉郡双葉町所在の「双葉厚生病院」に勤務をしていたところ、本件事故後、東京都品川区所在の「株式会社メフォス」に勤務し（なお、原告番号32-2が勤務していたのは郡山市所在の同社の福島第三事業部である）、平成24年3月から同年5月までの3ヶ月間に36万7500円の収入を得た（乙C31第9号証・5頁（下掲【図23】参照）、乙C31第22号証の1・6頁）。同頁の最下段の「※2」に記載があるように、「実際に得た収入」が3ヶ月合計150万円以下の場合には、その収入が実態として「特別の努力」によるものであったか否かにかかわらず、機械的に、「『特別の努力』反映後の金額」（C欄）は「0円」と記載するよう誘導がなされており、原告番号31-3も「今回の収入（3ヶ月分）」欄に「0円」と記載している。

【図23】（乙C31第9号証・5頁）

4 平成23年3月11日時点のお勤め先情報

平成23年3月11日時点のお勤め先情報をご確認のうえ、平成24年5月末時点の就労状況にチェック☑を入れてください。

お勤め先名	事業所の住所	平成24年5月末時点の就労状況※
双葉厚生病院	〒 福島県双葉郡双葉町大字新山字久保前1000	☐ ¹ 就労中 ☒ ² 失職
	〒	☐ ¹ 就労中 ☐ ² 失職
	〒	☐ ¹ 就労中 ☐ ² 失職

※平成23年3月11日時点で就職・復職を予定されていたお勤め先は、「☐² 失職」にチェック☑を入れてください。

5 平成23年3月11日以降の新しいお勤め先情報

4のお勤め先以外で、平成24年3月から5月に就労されているお勤め先がありましたら、ご記入ください。

お勤め先名	事業所の住所
株×マス	〒 東京都品川区太崎5-1-5
	〒 都道府県
	〒 都道府県

6 今回の収入(3ヶ月分)

4および5のお勤め先から平成24年3月から5月に得た3ヶ月分の給与、賞与※1の合計額をAおよびBにご記入ください(複数のお勤め先から収入を得た場合はその合計額)。また、5のお勤め先から得た収入において、Bの金額に「特別の努力」を反映した金額をCにご記入のうえ、「今回の収入(3ヶ月分)D」をご算出ください。

4のお勤め先から得た収入A	5のお勤め先から得た収入	
	実際に得た収入B	「特別の努力」反映後の金額C※2
0 円	367,500 円	0 円
今回の収入(3ヶ月分)D		A+C 0 円

※1 平成23年12月から平成24年5月の6ヶ月以内に得た賞与の3ヶ月分相当額(賞与金額を2で除してください)

※2 Bが、1,500,000円以下の場合:「0円」、1,500,000円を超える場合:「B-1,500,000円」

そして、請求対象期間(3ヶ月間)における収入が「0円」であることを前提として、就労不能損害の賠償額が算定されることとなり、請求額の算定のページ(乙C31第9号証・7頁(下掲【図24】参照))のとおり、「今回の収入(3ヶ月分)」が「0円」とされ、実際に得ていた36万7500円の収入を控除することなく本件事故前の収入(3ヶ月分)であるとされる70万2000円の請求

がなされ、同額の賠償に至っている（乙C31第9号証・1頁、）。

【図24】（乙C31第9号証・7頁）

■ ご請求金額の算出

【今回のご請求対象期間】
平成24年 3月 1日～平成24年 5月31日

ご請求対象期間(3ヶ月)の状況に応じて、賠償項目ごとに以下のいずれが該当する箇所にチェック☑を入れてご請求金額をご算出ください。また、「実費」および「その他」の賠償項目のご請求金額のご算出にあたっては、記入例：『賠償金ご請求書 解説と記入例』31～32ページの「☑ ご請求金額の算出の控え(計算メモ)」にて試算いただいたうえで、チェック☑を入れてください。必要に応じて青枠 の記入欄に該当する金額をご記入ください。

賠償項目	ご請求対象期間の状況		ご請求金額
☑ 避難生活等による精神的損害 前回実績： 900,000 円	☐ 1	前回のご請求対象期間と同様の避難形態	900,000 円
	☐ 2	前回のご請求対象期間と異なる避難形態 ⇒5ページの「☑ 避難生活等による精神的損害の内訳」の合計をご記入ください。	5ページ③より転記 900,000 円
☑ 就労不能損害 事故以前の収入(3ヶ月分)： 702,000 円 前回の収入(3ヶ月分)： 410,432 円 (通勤交通費増加額控除済み)	☑ ④ 今回の収入(3ヶ月分)の算出金額(ご世帯での合計額)にもとづき、以下にチェック☑を入れてください。		
	☒ 1	前回と同程度の収入	291,568 円
	☐ 2	前回より収入の増減があった 減収額 = 事故以前の収入(3ヶ月分) 702,000 円 - 今回の収入(3ヶ月分)※1 0 円	減収額+通勤交通費増加額※2 702,000 円
	☐ 3	事故以前以上の収入	0 円
実費	前回より支出が増加した 100,000 円程度		6ページ③より転記

(2) 「特別の努力」分の遡及的な支払いについて

また、平成24年2月末日までの期間の「就労不能損害」の請求については、従前の請求書パックにおいては「特別の努力」の取り扱いがなされていなかったが、この「特別の努力」の枠組みによる本件事故後の収入の非控除を平成24年2月末日までの期間の賠償にも適用し、「特別の努力」を適用した場合の賠償額と実際に支払済の賠償額との差額を後日まとめて賠償している。この遡及的な支払いは、対象者による請求額の特定を予定しておらず、被告において支払額を算定の上で対象者に通知がなされ支払いに至る取り扱いとなっている。

【図25】（乙C31第43号証の2・4頁）

平成26年 5月12日

「特別の努力」適用後の賠償金の内訳

「賠償金の算出について」における、「特別の努力」適用後の賠償金①の内訳は以下のとおりとなります。

ご請求者さま	今野 秀子 様
お申し出番号	A000056627

なお、「特別の努力」適用後の、新しいお勤め先から得た収入に基づく控除額(下表の(C)欄)につきましては、新しいお勤め先から得た1ヶ月あたりの収入の合計額が、500,000円以下の場合は「0円」(収入の全額を賠償金から控除しない)、500,000円を超える場合は「収入-500,000円」(収入のうち500,000円を賠償金から控除しない)として扱います。

期 間	事故がなければ 得られた収入(A)	平成23年3月11日時点の お勤め先から得た収入(B)	新しいお勤め先から得た収入 に基づく控除額(C)	特別の努力」適用後の賠償金 ①=(A)-{(B)+(C)}
平成23年 3月	*** 円	*** 円	*** 円	*** 円
平成23年 4月	*** 円	*** 円	*** 円	*** 円
平成23年 5月	150,000 円	0 円	0 円	150,000 円
平成23年 6月	150,000 円	0 円	0 円	150,000 円
平成23年 7月	150,000 円	0 円	0 円	150,000 円
平成23年 8月	150,000 円	0 円	0 円	150,000 円
平成23年 9月	150,000 円	0 円	0 円	150,000 円
平成23年10月	150,000 円	0 円	0 円	150,000 円
平成23年11月	150,000 円	0 円	0 円	150,000 円
平成23年12月	150,000 円	0 円	0 円	150,000 円
平成24年1月	150,000 円	0 円	0 円	150,000 円
平成24年 2月	150,000 円	0 円	0 円	150,000 円

原告番号31-3に対しても、上掲【図25】のとおり被告から通知がなされ、「特別の努力」の遡及適用による追加の賠償として総額114万8871円が賠償されている(乙C31第43号証の2・2～3頁、5頁、乙C31第43号証の3)。

なお、原告番号31-3が本件事故後の平成23年5月頃に勤務を開始した「株式会社メフォス」は病院や学校等の施設において給食サービス等を提供する事業を営んでいるところ(乙C31第7号証の1・60頁、乙C31第68号証)、原告番号31-3は本件事故当時の勤務先である「双葉厚生病院」においても「調

理員」という同種の業務に勤務していたものであり（乙C31第7号証の1・58頁）、そのような場合であっても（再就職がその実態として「特別の努力」によるものであるか否かを何ら問うことなく）本件事故後の収入を控除しない取り扱いが一律になされている。

6 「包括請求」及び「包括請求（追加）」の請求から賠償金受領までの流れ

（1）包括請求方式の導入による将来分の賠償の実施

「包括請求」においては、「これまでのお支払い実績等を踏まえ、将来分を含む賠償金をまとめてお支払い」する（すなわち将来の期間に対する賠償を含む）「包括請求方式」が新たに導入されている。

【図26】（乙C31第22号証の1・2頁）

ご留意事項

- 本請求書では、これまでのお支払い実績等を踏まえ、将来分を含む賠償金をまとめてお支払いいたします。本請求書でのご請求を希望されない方は、従来請求書もあわせてご用意しておりますので、弊社福島原子力補償相談室までご連絡ください。
- 実際に発生した損害額と包括請求方式でのお支払合計金額に差額が生じた場合は、必要書類（領収書、証明書類等）を確認させていただいたうえ、必要かつ合理的な範囲において、追加で差額分をお支払いいたします。

※ 詳細につきましては、『賠償金ご請求書 解説と記入例（包括請求）』36ページをご確認ください。

被告は平成24年9月25日のプレスリリース（乙B第164号証）にて、「包括請求方式」の導入により平成25年5月末日までの賠償対象期間に対する将来分を含めた賠償金の支払を実施することを公表し、同年10月3日から請求の受付を開始した。その後、避難指示解除後の避難継続の有無にかかわらず、平成30年3月末までを対象として包括請求方式による賠償を実施している。

（2）賠償金額が簡易な記入により決定されていること

「包括請求」による賠償の対象となる項目は「精神的損害」「就労不能損害」

及び「その他実費等」である。「直接賠償（第1期）」や「直接賠償（第2期）」においても請求対象とされていた各種の費用（避難・帰宅費用、一時立入費用、生命・身体的損害、検査費用）は、「直接賠償（第3期・簡易請求方式）」及び「直接賠償（第4期・簡易請求方式）」において「実費」として一括のうえ過去の賠償実績に基づく概算による賠償がなされ、これとは別途に「その他」についても過去の賠償実績に基づく世帯単位での賠償がなされていた。「包括請求」が採用した包括請求方式においては、「その他実費等」との名目の下で、各種の費用支出を填補するものとして1人当たりの金額として対象者一律に設定される金額（下掲の【図27】参照）に基づき、将来分も含めて賠償を受けることができることとなっている³。

「包括請求」による賠償の対象となる項目のうち、「精神的損害」の賠償金額は1人月額10万円との算定によるものであり、世帯人数と対象期間により機械的に定まる。下掲【図27】のとおり、世帯番号31の世帯構成員のうち3名（原告番号31-2、同31-3及び同31-4）について、「包括請求」の対象期間は12ヶ月（なお、後記（3）で述べるとおり、これに追加で「包括請求（追加）」の支払いがなされ、その対象期間は合計で5年となる。）であることから、3名合計で「3,600,000円」との金額があらかじめ印字されている。

【図27】（乙C31第22号証の1・5頁）

³ なお、「直接賠償（第1期）」、「直接賠償（第2期）」、「直接賠償（第3期・簡易請求方式）」及び「直接賠償（第4期・簡易請求方式）」の請求書式に含まれていた「生命・身体的損害」については、その性質上、概算による賠償が妥当しないことから、包括請求の対象外とされており、その後の請求については、別途に用意される「直接請求（第5期）」又は「生命・身体的損害」の請求書パックを使用して請求することになる。

■ ご請求金額の算出

賠償項目ごとにご請求金額をご確認またはご算出いただき、合計金額をご記入ください。

- 「避難生活等による精神的損害」および「その他実費等（避難・帰宅等にかかる費用相当額）」は、世帯構成員情報にもとづき、以下のとおり算出させていただいておりますので、ご確認ください。
- 「就労不能損害」は、「☒就労不能損害(2/2)」の「☒ご請求金額の算出」にてご算出のうえ、ご世帯の合計金額を青枠 にご記入ください。
- 「その他実費等（家賃にかかる費用相当額）」は、「☒その他実費等」にてご算出のうえ、金額を青枠 にご記入ください。

賠償項目	ご請求金額	
避難生活等による精神的損害	3,600,000 円	①
就労不能損害	「 ☒ 就労不能損害(2/2)」の「 ☒ ご請求金額の算出」より転記 4,914,000 円	②
その他実費等	【避難・帰宅等にかかる費用相当額】 756,000 円	③
	【家賃にかかる費用相当額】 「 ☒ その他実費等」より転記 0 円	④
ご請求金額 合計		①+②+③+④ 9,270,000 円

また、「就労不能損害」については、本件事故前の収入に基づき「事故がなければ得られた収入」の月額を算定の上であらかじめ印字されており、「実際に得た収入」（ただし「特別の努力」の適用がなされるため、月額50万円を超えない収入の場合は「実際に得た収入」は「0円」となる。下掲【図28】【図29】参照。）を控除した額に対象期間の月数を乗じて賠償金が算定される。

【図28】（乙C31第22号証の1・16頁）

4 ご請求金額の算出		
「実際に得た収入」、「通勤交通費増加額」をご記入のうえ、ご請求金額をご算出ください。		
事故がなければ得られた収入	ア	150,000 円/月
実際に得た収入	イ	③④より転記 0 円/月
通勤交通費増加額	ウ	「通勤交通費不支給証明書」より転記 0 円/月
対象月数	エ	21ヶ月
4のご請求金額 合計 (ア - イ + ウ) × エ		3,150,000 円

【図29】（乙C31第22号証の1・6頁）

3 実際に得た収入（この金額が控除の対象となります）		
①および②のお勤め先から平成24年6月から8月に得た3ヶ月分の収入（給与、賞与※1の合計）の平均月額を③および④にご記入ください（複数のお勤め先から収入を得た場合はその合計額）。また、②のお勤め先から得た収入において、⑤の金額に「特別の努力」を反映した金額を⑥にご記入のうえ、「3 実際に得た収入⑦」をご算出ください。		
①のお勤め先から得た収入 ③	②のお勤め先から得た収入	
	②のお勤め先から実際に得た収入 ④	「特別の努力」反映後の金額 ⑤ ※2
0 円/月	330,028 円/月	0 円/月
⑦実際に得た収入 ③ + ④		⑥ 0 円/月

※1 平成24年3月から8月の6ヶ月以内に得た賞与の3ヶ月分相当額（賞与金額が6ヶ月分の場合には2で除してください）
 ※2 ⑤が、500,000円以下の場合：「0円」、500,000円を超える場合：「⑤ - 500,000円」

さらに、「その他実費等」は、以下のとおり概算される「避難・帰宅等にかかる費用相当額」及び「家賃にかかる費用相当額」の合計額とされる（乙B第164号証・別紙、乙B第190号証・15頁及び同17頁）。

【図30】（乙B第190号証・15頁及び同17頁）

●平成23年3月11日時点のお住まいの区域:「帰還困難区域」

請求項目	金額	積算上の内訳
帰宅・転居費用	50,000円	帰宅または転居の1回分の費用
一時立入費用	100,000円	福島近郊からの5年間分(3ヶ月に1回 5,000円 ^{※1})の一時立入費用 ^{※2}
同一世帯内の移動費用	600,000円	平成23年3月11日時点のお住まいが同じご世帯の方で、お互いに別の避難先に避難を継続されている方の5年間分(1ヶ月に2回 5,000円 ^{※1} /回)の同一世帯内の移動費用
検査費用(物)	17,000円	検査費用(物)の1回分の費用
検査費用(人) にかかる交通費	25,000円	5年間分(1年に1回 5,000円 ^{※1})の検査(人)にかかる交通費
合計	792,000円 ^{※3}	

※1 避難先情報およびこれまでのご請求実績を踏まえ、1回あたり5,000円としております。

※2 1世帯あたり500,000円を上限とさせていただきます。

※3 6人目以上は、お1人につき692,000円をお支払いいたします。

●平成23年3月11日時点のお住まいの区域:「警戒区域および計画的避難区域(見直し済みの区域を除く)」(※1)

請求項目	金額	積算上の内訳
帰宅・転居費用	50,000円	帰宅または転居の1回分の費用
一時立入費用	60,000円	福島近郊からの1年間分(1ヶ月に1回 5,000円 ^{※2})の一時立入費用 ^{※3}
同一世帯内の移動費用	120,000円	平成23年3月11日時点のお住まいが同じご世帯の方で、お互いに別の避難先に避難を継続されている方の1年間分(1ヶ月に2回 5,000円 ^{※2} /回)の同一世帯内の移動費用
検査費用(物)	17,000円	検査費用(物)の1回分の費用
検査費用(人) にかかる交通費	5,000円	1年間分の検査(人)にかかる交通費
合計	252,000円 ^{※4}	

※1 区域見直しが完了した後は、見直し後の区域に応じて追加のお支払いをいたします。

※2 避難先情報およびこれまでのご請求実績を踏まえ、1回あたり5,000円としております。

※3 1世帯あたり300,000円を上限とさせていただきます。

※4 6人目以上は、お1人につき192,000円をお支払いいたします。

以上の算定により、世帯番号31の原告らのうち原告番号31-2、同31-3及び同31-4は、「精神的損害」として計360万円、「就労不能損害」として計491万4000円、「その他実費等」として計75万6000円、以上総計927万円を請求し(下掲【図31】)、同額の賠償を受けた(乙C31第22号証の2・2頁、乙C31第22号証の3)。

【図31】（乙C31第22号証の1・5頁）

■ ご請求金額の算出	
賠償項目ごとにご請求金額をご確認またはご算出いただき、合計金額をご記入ください。 ●「避難生活等による精神的損害」および「その他実費等（避難・帰宅等にかかる費用相当額）」は、世帯構成員情報にもとづき、以下のとおり算出させていただいておりますので、ご確認ください。 ●「就労不能損害」は、「☒就労不能損害(2/2)」の「☒ご請求金額の算出」にてご算出のうえ、ご世帯の合計金額を青枠 にご記入ください。 ●「その他実費等（家賃にかかる費用相当額）」は、「☒その他実費等」にてご算出のうえ、金額を青枠 にご記入ください。	
賠償項目	ご請求金額
避難生活等による精神的損害	3,600,000 円 ①
就労不能損害	「 ☒ 就労不能損害(2/2)」の「 ☒ ご請求金額の算出」より転記 4,914,000 円 ②
その他実費等	【避難・帰宅等にかかる費用相当額】 756,000 円 ③
	【家賃にかかる費用相当額】 「 ☒ その他実費等」より転記 0 円 ④
ご請求金額 合計 ①+②+③+④ 9,270,000 円	

(3) 「包括請求（追加）」による賠償について

世帯番号31の原告らは上記の「包括請求」に加え、同様のしくみにより賠償がなされる「包括請求（追加）」分の賠償金を4度にわたって受領しており（乙C31第23号証、同第24号証の1～2、同第25号証の1～2、同第26号証の1～2）、これら「包括請求」「包括請求（追加）」による賠償金の世帯合計額は2606万5000円にのぼる。

7 「移住を余儀なくされたことによる精神的損害」の賠償について

被告は、平成26年3月26日のプレスリリースにて、「移住を余儀なくされたことによる精神的損害」（将来分を含む）に対する賠償金の支払を実施することを公表し、同年4月14日から請求の受付を開始した（乙B第27号証）。「移

住を余儀なくされたことによる精神的損害」の賠償は、帰還困難区域の居住者を対象とするものであり、本件訴訟の原告らのうち世帯番号3、同4、同5、同6、同15、同18、同20、同21、同28、同31、同35、同36、同37及び同38の計14世帯が賠償対象となる。以下においては、世帯番号31を例として「移住を余儀なくされたことによる精神的損害」の賠償までの流れを説明する。

下掲【図32】は、世帯番号31の原告のうち原告番号31-2、同31-3、同31-4に係る「従来（汎用）」の請求書からの抜粋（乙C31第14号証の1・8頁）である。「移住を余儀なくされたことによる精神的損害」は、「『移住を余儀なくされたことによる精神的損害』を請求します」の欄にチェックを入れることのみによって請求がなされる。世帯番号31の世帯構成員は5名であるところ、原告番号31-2、同31-3、同31-4と同様に、原告番号31-1及び訴外原告番号31-1の母も、このような極めて簡易な方式による請求に基づき、1人あたり700万円（5名合計3500万円）の賠償を受けている（乙C31第12号証の1・8頁、同第12号証の2・3頁、同第12号証の3、乙C31第13号証の1・8頁、同第13号証の2・3頁、同第13号証の3、乙C31第14号証の1・8頁、同第14号証の2・3頁、同14号証の3）。

【図32】（乙C31第14号証の1・8頁）

Ae		移住を余儀なくされたことによる精神的損害	
賠償金額は請求書添付の「移住を余儀なくされたことによる精神的損害」を参考に算定します。			
■ 移住を余儀なくされたことによる精神的損害 「移住を余儀なくされたことによる精神的損害」をご請求される方につきましては「ご請求チェック欄」にチェック ☒ を入れてください。 賠償させていただく金額につきましては、今回のご請求内容およびこれまでのお支払い状況等にもとづき弊社にて計算のうえお支払いいたします。			
	お名前	お申し出番号	ご請求チェック欄
1	コンノ アヤコ 今野 あや子	A000056608	☒ 「移住を余儀なくされたことによる精神的損害」を請求します
2	コンノ ヒデコ 今野 秀子	A000056627	☒ 「移住を余儀なくされたことによる精神的損害」を請求します
3	コンノ ユウコ 今野 裕子	A000056650	☒ 「移住を余儀なくされたことによる精神的損害」を請求します

8 「家財」の賠償について

「家財」請求書による賠償金の算定方法としては、まず世帯人数と家族構成により、当該世帯の有する家財道具一式の総賠償額（以下「一般家財賠償基準額」という。）を定め、これに加えて、一品当たりの購入金額が30万円以上の家財（以下「高額家財」という。）を有していると申告した場合にはさらに20万円の定額賠償を行う（乙B第178号証）。

なお、個別の家財に生じた現実の損害を積み上げた合計金額が定型による賠償金額を超えた場合は、当該超過分は別途賠償される（乙B第178号証）。

一般家財賠償基準額は、世帯基礎金額（帰還困難区域の世帯については475万円、旧居住制限区域又は旧避難指示解除準備区域の世帯については355万円）に、世帯構成員の人数による加算額（帰還困難区域については大人1人60万円、子ども1人40万円。旧居住制限区域又は旧避難指示解除準備区域については大人1人45万円、子ども1人30万円）を加えることにより定まる。

世帯番号 3 1 の世帯（帰還困難区域）には大人 5 名の世帯構成員がいるところ、原告番号 3 1－1 及び訴外原告番号 3 1－1 の母親より、本件事故時点の住宅が「単一世帯住宅」であったとそれぞれ申告されている（乙 C 3 1 第 5 4 号証の 1・1 1 頁、乙 C 3 1 第 5 3 号証の 1・1 0 頁）。

【図 3 3】（乙 C 3 1 第 5 4 号証の 1・1 1 頁）

①平成23年3月11日時点のご住所にある住宅が二世帯住宅か否かについて、いずれか1つにチェック☑を入れてください。	
☒ 1 単一世帯住宅	
☐ 2 二世帯住宅※1 →	ご請求者さま(もしくは世帯構成員の方)名義の電気料金領収証、建築設計図面、写真等をご提出ください。 ※1 二世帯住宅など別々の居住空間に居住されていた方は、世帯ごとにご請求ください。

世帯番号 3 1 の家財の請求書のうち、原告番号 3 1－1 からの請求に関しては、世帯基礎額（帰還困難区域）が 4 7 5 万円、加算額が大人 4 名合計 2 4 0 万円であり、合計 7 1 5 万円の請求がなされ、同額の賠償に至っている。このほか、「高額家財」として「タンス」を保有していたとの申告がなされ、高額家財の定額分として 2 0 万円が請求され、同額の賠償に至っている（乙 C 3 1 第 5 4 号証の 1・1 1～1 2 頁、同第 5 4 号証の 2・2 頁目、同第 5 4 号証の 3、下掲【図 3 4】及び【図 3 5】参照）⁴。

【図 3 4】（乙 C 3 1 第 5 4 号証の 1・1 1 頁）

⁴ 原告番号 3 1－1 の家財賠償の請求については、仮払補償金 1 3 0 万円を控除した 6 0 5 万円が支払われた（乙 C 第 3 1 号証の 5 4 の 2～3）。

③平成23年3月11日時点のご住所の対象区域について、いずれか1つをチェック☑のうえ、**※4**で「居住していた」、「居住していたが亡くなっている」、「居住していた(別請求書で請求)」にチェック☑した大人^{※2}および子ども^{※3}の人数を記入し、ご請求金額を算出してください。

☐ 1 帰還困難区域	人数	加算額	金額
	大人 4 人 × 60万円 =	240 万円 ①	
	子ども 人 × 40万円 =	万円 ②	
	世帯基礎金額	475 万円 ③	
			合計 715 万円 ④=①+②+③
☐ 2 居住制限区域、 避難指示解除準備区域、 または警戒区域、 計画的避難区域 (見直し済区域を除く)	人数	加算額	金額
	大人 人 × 45万円 =	万円 ①	
	子ども 人 × 30万円 =	万円 ②	
	世帯基礎金額	355 万円 ③	
			合計 万円 ④=①+②+③

※2 大人とは、平成5年4月1日以前に生まれた方、または平成23年3月11日時点において既婚者の方をいいます。
 ※3 子どもとは、平成5年4月2日以降に生まれた方(平成23年3月11日時点において既婚者の方を除く)をいいます。

※4 万円

【図35】 (乙C31第54号証の1・12頁)

①平成23年3月11日時点のご住所に居住されていた方で高額な家財の賠償金のご請求をされる方は、以下の内容をご確認のうえ、相違がない場合はチェック☑を入れてください。

☒ ① 一品あたりの購入金額が30万円以上の家財に関し、定額賠償の請求を行います。 → 定額20万円をお支払いいたします。
 ②をご記入のうえ、「対象区域内に居住されていた方的高額な家財のご請求金額②」に20万円とご記入ください。

②修理・清掃などが必要な高額な家財の品目等をご記入ください(主な家財一品についてのみご記入ください)。

家財の品目	ダンス	
毀損原因	☒ ① 避難等にとまなう管理不能等 例)雨水浸入、カビの発生 ☐ ② その他	
毀損状況		
その他		

② 20 万円

また、世帯番号31の訴外原告番号31-1の母からの請求に関しては、大人1人の世帯としての請求では、帰還困難区域の単身世帯（学生以外）として325万円の請求がなされ、同額の賠償に至っている。このほか、「高額家財」として「ダンス」を保有していたとの申告がなされ、高額家財の定額分として20万円が請求され、同額の賠償に至っている（乙C31第53号証の1・10頁、12頁、同第53号証の2・2頁、同第53号証の3）⁵。

⁵ 訴外原告番号31-1の母の家財賠償については、仮払補償金105万円を控除した240万円が支払われた（乙C第31号証の53の2～3）。

以上のように、請求者が直接請求手続により家財一式に関する賠償金を受けるためには、請求者において、その所有する家財の価値減少額を主張・立証する必要があるだけでなく、高額家財以外についてはその所有する家財の種類を特定する必要すらない。

なお、二世帯住宅に居住していたと申告した請求者については、「世帯ごとにご請求」がなされることとなるところ（乙C31第54号証の1・11頁、上掲【図33】参照）請求者が二世帯分の家財を保有していたものであることについては何らの主張・立証も求められていない。

そもそも、家財を搬出するための一時立入はもとより可能であり、被告は避難者の一時立入につき、「移動交通費」だけでなく、「移動中の宿泊費」及び「家財道具移動費用」の賠償をも実施している（乙B第24号証）ことから、請求者は被告の費用負担により家財を搬出することも一般的には可能であった。しかし、「家財賠償」においては、どのような家財をなぜ搬出することができなかったか等、具体的な事情を伺うことなく、簡易な概算により、一律に高額な賠償金の支払を実施している。

9 居住用不動産の財物賠償及び「住居確保にかかる費用」の賠償について

被告は、避難指示区域内に土地及び家屋を所有する者に対し、直接請求手続において、数次にわたり居住用不動産の財物賠償を実施し、また住居確保費用についても賠償を行っている。

ここでは、世帯番号31の原告らが本件事故当時に保有していた不動産（以下「本件居住用不動産」という。）に関連する賠償を説明する。

（1）居住用不動産に関する支払実績

本件居住用不動産の内容は以下のとおりである。

<宅地>

所在	地積	証拠番号
双葉郡浪江町大字赤宇木字葛久保 3 2 番 1 0	373.60m ²	乙 C 3 1 第 5 6 号証の 1・7 頁
双葉郡浪江町大字赤宇木字葛久保 3 2 番 2	1313.21m ²	乙 C 3 1 第 5 6 号証の 1・8 頁
双葉郡浪江町大字赤宇木字葛久保 3 2 番 9	729.73m ²	乙 C 3 1 第 5 6 号証の 1・9 頁

< 建物 >

所在	床面積	証拠番号
双葉郡浪江町大字赤宇木字葛久保 3 2	138.84m ²	乙 C 3 1 第 5 6 号証の 1・10 頁
双葉郡浪江町大字赤宇木字葛久保 3 2	132.23m ²	乙 C 3 1 第 5 6 号証の 1・14 頁
双葉郡浪江町大字赤宇木字葛久保 3 2	17.01m ²	乙 C 3 1 第 5 6 号証の 1・18 頁
双葉郡浪江町大字赤宇木字葛久保 3 2	6.61m ²	乙 C 3 1 第 5 6 号証の 1・22 頁
双葉郡浪江町大字赤宇木字葛久保 3 2 - 2	215.06m ²	乙 C 3 1 第 5 6 号証の 1・26 頁
双葉郡浪江町大字赤宇木字葛久保 3 2 - 1 0	281.42m ²	乙 C 3 1 第 5 9 号証の 1・7 頁、12 頁
双葉郡浪江町大字赤宇木字葛久保 3 2 - 3	36.40m ²	乙 C 3 1 第 6 0 号証の 1・7 頁、12 頁

被告は、本件居住用不動産の面積などの基本情報を基に、世帯番号３１の原告らに対し、以下の各請求書パックにて居住用不動産の財物賠償を実施した（乙Ｃ３１第５６号証の２、同第５６号証の３、乙Ｃ３１第５９号証の２、同第５９号証の３、乙Ｃ３１第６０号証の２、同第６０号証の３）。その支払総額は５８７９万２４２４円にのぼる（本件居住用不動産に限った合計額であり、世帯番号３１の原告らにはそのほかにも田、畑等の土地に対する賠償も実施しており、その支払総額は２０３０万９３９０円にのぼる）。

支払日	請求書パック	支払金額（円）
平成２５年１１月１９日	財物（宅地・建物・借地権）	52,653,842 (＊１)
平成２６年４月１１日	財物（宅地・建物・借地権－現地評価）	5,470,805
平成２６年１２月１０日		667,777
合計		58,792,424

＊１：財物先行払い分（乙Ｃ３１第４６号証）との精算後の支払額。

（２）実際の損害の発生の有無にかかわらず定型的に賠償がなされること

不法行為により生じた損害に対し、加害者が被害者に賠償をすべき範囲は、「侵害行為がなかったならば惹起しなかったであろう状態（原状）」と「侵害行為によって惹起されているところの現実の状態（現状）」との差を金銭で評価したものである（いわゆる「差額説」。最判昭和３９年１月２８日・民集１８巻１号１３６頁）。したがって、財物賠償をすべき範囲は、上記「原状」と「現状」をそれぞれ評価した上、その差額を確定する作業を経なければならないはずである。

しかし、直接賠償手続においては、迅速な賠償金支払を実施するため、個々の

不動産について「差額」を確定する算定方法によることなく、賠償対象となる不動産の地目、面積、建物の築年数、当該不動産の所在場所に対する避難指示がなかった期間の長短などの事実のみにより、賠償額を定型的に算定している。

この点、被告は、宅地や家屋などに対する避難指示が6年（72か月）以上なかった場合には（建物のみならず土地についても）「全損」とし、6年未満の場合にはその期間の割合分に応じた損害の賠償を実施している。世帯番号31の原告らが所有していた本件居住用不動産についても、本件事故により本件各不動産の価値が低下した程度を検討することなく、土地・建物のいずれも一律に「全損」となったものとみなして賠償額を算定している。

（3）「住居確保にかかる費用」の支払により、物の交換価値の賠償を超える賠償金の支払を実施していること

以上のような居住用不動産に対する財物賠償に加え、被告は、住居の取得のために要する費用についても賠償を実施している（「住居確保にかかる費用」の賠償）。

「住居確保にかかる費用」の賠償は、自宅住居に係る財物損害の賠償金のみでは移住先の住居等の購入ができない場合も想定されることから、自宅住居に係る財物損害の賠償に加えて、移住先住居の購入価額（帰還の場合には本件事故前に居住していた住宅の必要かつ合理的な修繕又は建替えのための費用）と自宅住居の財物損害賠償額との差額の一定割合を追加的な費用として支払うもので、その実質は、本件事故による財物損害の額を超えて、新規の資産取得のために必要となった支出に係る部分を填補するものである。物の滅失・毀損に対する現実の損害賠償額は特段の事由のない限り滅失毀損当時の交換価格によりこれを定めるという従来判例（最判昭和32年1月31日民集11巻1号170頁）によれば、住居に係る財物損害は本件事故時点での当該財物の時価相当額からの減少分として算定される価額であるところ、被告が行っている「住居確保にかかる費用」の賠償は、自宅住居に係る財物損害の賠償に加えて、移住先住居の購入価額（帰還の場合には、本件事

故前に居住していた住宅の必要かつ合理的な修繕又は建替えのための費用)と自宅住居の財物損害賠償額との差額の一定割合を支払うもので、その実質は、本件事故による財物損害の額を超えて、新規の資産取得のために必要となった支出に係る部分を填補するものである。

このような「住居確保にかかる費用」の賠償は、物の滅失・毀損に対する現実の損害賠償額は特段の事由のない限り滅失毀損当時の交換価格によりこれを定めるという前掲最判昭和32年1月31日の枠を超えて、被害者支援という政策的見地から、財物の時価賠償を超えて支払を行っているものであり、財産的損害の賠償としてではなく、むしろ、避難生活を終了して生活再建を図るための資金として支払われているものであり、その意味で、生活再建とそれに伴う平穏な生活の回復を通じた精神的苦痛の緩和に向けられた支払と評価されるべきものである。

また、土地・建物の新規購入費用は、支払った額と同額の資産を取得しているので、財産的損害にはならない。そこで、仮に損害を財産的損害と精神的損害に二分した場合、「住居確保にかかる費用」は、「ふるさと喪失による慰謝料」を含む精神的損害に対する慰謝料として支払われたとしか評価できないものである。

世帯番号31の原告らに対しても、以下のとおり住居確保費用に関する賠償金の支払を実施した(乙C35第49号証の3、同第50号証の3、同第51号証の3、同第52号証の3)。

支払日	支払額 (円)	証拠番号
平成27年6月25日	2,950,906	乙C31第49号証の3
平成27年11月5日	15,000,000	乙C31第50号証の3
平成29年3月13日	19,563,639	乙C31第51号証の3
平成31年3月28日	530,200	乙C31第52号証の3
合計	38,044,745	

※「住居確保にかかる費用」の合計賠償額と、居住用不動産に対する合計賠償

額（５８７９万２４２４円）との総合計額は９６８３万７１６９円。

この点、世帯番号３１の原告らが被告に提出した資料によると、上記の「住居確保にかかる費用」の賠償は、①伊達郡川俣町所在の土地の取得費用（売買代金３６２万円）（乙Ｃ３１第４９号証の１・１８頁）、同土地上の建物の新築費用（３４２５万５０００円）（乙Ｃ３１第４９号証の１・２１頁）、同建物の家具設置費用（７２万２５２０円）（乙Ｃ３１第４９号証の１・２４頁）、②南相馬市原町区上太田字陣ヶ崎所在の土地の取得費用（売買代金１５００万円）（乙Ｃ３１第５０号証の１・１８頁）、同土地上の建物の新築費用（請負金額２６７４万５０００円）（乙Ｃ３１第５１号証の１・１８～２２頁、同第５２号証の１・１９、２２、２５、２８頁）に充てられている。

このように、被告による「住居確保にかかる費用」の賠償は、そもそも財物賠償の枠を超えて生活再建とそれに伴う平穏な生活の回復を通じた精神的苦痛の緩和に向けられた支払として実施されているものである。

（４）財物賠償を受けた後も不動産の所有権が所有者（請求者）に保持されたままであること

さらに、被告による不動産の財物賠償においては、「全損」とみなした上で本件事故当時の価値相当額の全額の賠償がなされても、当該不動産の所有権は引き続き所有者（請求者）が保持し続けることができるものとしている。つまり、本件事故当時の所有不動産及び移住先で新たに取得した不動産の両方を、請求者に保有させる仕組みとなっている。

この点、本件事故後に被告から「全損」として財物賠償を受けた不動産について、本件事故後に売買により第三者に所有権が移転していることが確認される場合には、請求者はその対価を得ているものとみられる。

(5) 小括

以上のような居住用不動産や「住居確保にかかる費用」の賠償は、財産的損害を填補して余りあるものであって、このような賠償の実情にあることが原告らの損害を評価する上で十分に考慮される必要がある。

第4 旧緊急時避難準備区域の居住者に対する直接請求手続での賠償

旧緊急時避難準備区域の居住者に対する賠償は、賠償対象となる期間（精神的損害、就労不能損害等）や定額で賠償額が設定されている場合の金額（包括請求における「実費」等）に相違があるものの、避難指示区域の居住者に対する賠償との共通点も多い。すなわち、「直接賠償（第1期）」、「直接賠償（第2期）」、「直接賠償（第3期・簡易請求方式）」、「直接賠償（第4期・簡易請求方式）」、「生命・身体的損害」等の請求書パックは、避難指示区域の居住者からの請求において用いられるものと同じである。他方、たとえば避難指示区域の居住者を対象とする「財物（宅地・建物・借地権）」や「住居確保にかかる費用」、「財物（家財）」、「移住を余儀なくされたことによる精神的損害」（対象は帰還困難区域の居住者）等の請求書パックによる賠償は旧緊急時避難準備区域の居住者を対象としない一方、下記で述べるように「学童補償」や「住宅等の補修・清掃費用」など旧緊急時避難準備区域等の居住者のみを対象とする請求書パックも設けられている。

本件の原告らのうち、緊急時避難準備区域に指定された地域に居住していたのは世帯番号2、同11、同12、同13の原告らである。このうち、世帯番号11の本件事故時点の世帯構成員は、原告番号11-1及び11-2のほか、訴外1名（原告番号11-1の母）であった。被告「準備書面（4）（直接請求手続における賠償項目の具体例等）」記載のとおり、同世帯からは合計20通の直接請求書式による請求がなされ、賠償金の支払に至っている（乙C11第1号証～同第20号証参照）。

以下においては、世帯番号 1 1 の原告らの下記の請求書に基づき、避難指示区域の居住者に対する賠償とは異なる旧緊急時避難準備区域の居住者に対する賠償項目のうち代表的なものについて説明する。

請求書パック	主な賠償項目	支払金額 (円)	証拠番号
包括請求	実費、精神的損害、通院交通費等の生活費の増加分	4,968,199	乙C11第13号証の1～3
	実費、精神的損害、通院交通費等の生活費の増加分	617,000	乙C11第14号証の1～3
住宅等の補修・清掃費用	住宅等の補修・清掃費用	300,000	乙C11第20号証の1～3
既払金総額		16,137,212	

1 「包括請求」による賠償について

避難指示区域の居住者に対する賠償として上記 6 で説明をした「包括請求」による賠償は、金額等は異なるものの旧緊急時避難準備区域の居住者に対しても実施されている。旧緊急時避難準備区域の居住者に対する「包括請求」の具体的な賠償額等は、下掲【図 3 6】のとおりである。

【図 3 6】 (乙B第164号証)

(2) 旧緊急時避難準備区域内の方

賠償項目※3		金額
精神的損害(避難に伴う生活費の増分を含みます)		お一人さまあたり 30 万円(賠償対象期間:平成 24 年 6 月 1 日から同年 8 月 31 日)。
通院交通費等の生活費の増加分		平成 24 年 9 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの通院交通費等の生活費増加分としてお一人さまあたり 20 万円。
就労不能損害		当社事故発生当時の収入をもとに、「特別の努力」(平成 24 年 6 月 21 日お知らせ済み)を反映のうえ、当該期間分の給与等減収分と通勤交通費増加額をお支払い(賠償対象期間:従前のお勤め先が避難指示区域(特定避難勧奨地点を除く)内の場合は平成 24 年 6 月 1 日から平成 26 年 2 月 28 日、それ以外の場合は平成 24 年 6 月 1 日から同年 12 月 31 日)。 ※ 賠償対象期間後につきましては、具体的なご事情を確認させていただいたうえで、お取扱いを判断させていただきます。
その他実費等	避難・帰宅等にかかる費用相当額※4	お一人さまあたり 11.7 万円(賠償対象期間:平成 24 年 6 月 1 日から同年 8 月 31 日)。
	家賃にかかる費用相当額	避難等に伴い発生した家賃にかかる費用相当額をお支払い(賠償対象期間:平成 24 年 6 月 1 日から同年 8 月 31 日)。

※3 中学生以下の方に対する精神的損害(平成 24 年 7 月 24 日お知らせ済み)につきましては、改めてお知らせいたします。

※4 積算上の内訳は次のとおりとなりますが、今後のご精算においては、積算上の請求項目にかかわらず、実際に負担された実費の総額がお支払いした賠償金額を上回る場合に、必要かつ合理的な範囲の超過分を追加でお支払いいたします。なお、交通費については、本文 1. (4) のお取扱いを適用させていただきます。

世帯番号 11 の原告らは「包括請求」による賠償金を受領しており(乙 C 11 第 13 号証の 2～3、同第 14 号証の 2～3)、「包括請求」による賠償金の世帯合計額は 558 万 5199 円にのぼる。

【図 37】 (乙 C 11 第 13 号証の 1・5 頁)

■ ご請求金額の算出

賠償項目ごとにご請求金額をご確認またはご算出いただき、合計金額をご記入ください。

- 「避難生活等による精神的損害」、「通院交通費等の生活費の増加分」および「その他実費等（避難・帰宅等にかかる費用相当額）」は、世帯構成員情報にもとづき、以下のとおり算出させていただいておりますので、ご確認ください。
- 「就労不能損害」は、「☒就労不能損害（2/2）」の「☒ご請求金額の算出」にてご算出のうえ、ご世帯の合計金額を青枠 にご記入ください。
- 「その他実費等（家賃にかかる費用相当額）」は、「☒その他実費等」にてご算出のうえ、金額を青枠 にご記入ください。

賠償項目	ご請求金額	
避難生活等による精神的損害	600,000 円	①
就労不能損害	「 ☒ 就労不能損害（2/2）」の「 ☒ ご請求金額の算出」より転記 2,734,199 円	②
通院交通費等の生活費の増加分	400,000 円	③
その他実費等	【避難・帰宅等にかかる費用相当額】 234,000 円	④
	【家賃にかかる費用相当額】 「 ☒ その他実費等」より転記 0 円	⑤
ご請求金額 合計		①+②+③+④+⑤ 4,968,199 円

【図38】（乙C11第13号証の1・6頁）



【賠償金額の算出方法】

賠償項目	賠償金額／対象期間
避難生活等による精神的損害	●お1人につき 300,000 円 (100,000円× 3ヶ月) 対象期間:平成 24 年 6 月～平成 24 年 8 月
就労不能損害	●(給与等減収分+通勤交通費増加額)×対象期間 対象期間は平成23年3月11日時点のお勤め先の所在区域により異なります。 ・避難指示区域(特定避難勧奨地点を除く) :平成 24 年 6 月～平成 26 年 2 月(21ヶ月) ・上記以外の区域 :平成 24 年 6 月～平成 24 年 12 月(7ヶ月)
通院交通費等の生活費の増加分	●お1人につき 200,000 円 対象期間:平成 24 年 9 月～平成 25 年 3 月
その他実費等	【避難・帰宅等にかかる費用相当額】 ●お1人につき 117,000 円 対象期間:平成 24 年 6 月～平成 24 年 8 月 【家賃にかかる費用相当額】 ●(家賃-家賃補助)× 3ヶ月 対象期間:平成 24 年 6 月～平成 24 年 8 月

※「就労不能損害」の対象期間後につきましては、具体的な状況を確認させていただいたうえで、お取扱いを判断させていただきます。

2 「学童補償」について

被告は、平成25年2月4日のプレスリリースで公表したとおり、本件事故時に旧緊急時避難準備区域内に居住していた者のうち、平成24年9月1日当時中学生以下又は18歳以下の高等学校に在学中の者に対し、「避難等に関連した学校生活等における精神的損害」に対する賠償金として、1人35万円を一律に賠償することとしている（「学童補償」）（乙B第191号証）。

以下では、学童補償の賠償対象となる原告が含まれる世帯番号13の請求書に基づいて説明する。世帯番号13の世帯構成員には、学童補償の賠償対象者が2名いる。被告から送付された「学童補償」の請求書パックには、学童補償の賠償対象者2名の氏名、賠償対象期間の状況、賠償対象月数（7か月）、請求金額（1名当たり35万円（1月当たりの賠償額（5万円）に賠償対象月数を乗じたもの。））が既に印字されており、請求者は、「ご請求金額合計」欄に、対象者2名分の金額

の合計である「700,000(円)」と記入することが求められるにとどまる
(乙C13第4号証・3頁)。

【図39】(乙C13第4号証・3頁)

お名前 (代表者または世帯構成員)	お申し出番号 生年月日	ご請求対象期間の状況	ご請求金額
坂元 優大 様	A000014055	☒ 中学生以下の方	50,000円 × 7ヶ月 = 350,000円
	平成19年11月2日	☐ 15歳から18歳までの方 高等学校に在学している方	50,000円 × 7ヶ月 = 350,000円
		☐ 上記以外の方	
坂元 大希 様	A000014072	☒ 中学生以下の方	50,000円 × 7ヶ月 = 350,000円
	平成21年8月14日	☐ 15歳から18歳までの方 高等学校に在学している方	50,000円 × 7ヶ月 = 350,000円
		☐ 上記以外の方	

【図40】(乙C13第4号証・3頁)

合意のご署名欄

合意いただける場合は、**【ご請求金額の合計】**にてご算出いただいたご請求金額の合計、署名日付、代表者さまのご署名をご記入ください。

【今回のご請求対象期間】 平成24年9月1日から平成25年3月31日

私は、東京電力株式会社の福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所における事故にともない、私が請求した上記対象期間に被った避難等に関連した学校生活等における精神的損害に関する賠償金については、私が代表する世帯に関する賠償額が下記のご請求金額合計となることについて合意します。

【ご請求金額合計】 700,000 円

ご請求金額合計から、仮払補償金の未精算額を控除した金額を、今回の受領額として、私が指定した口座に振込んでください。

※ 仮払補償金の未精算額については、**【代表者さまの情報】**をご参照ください。

署名日付	署名(代表者)
平成 25 年 2 月 7 日	坂元 豊 (自署)

このように、学童補償の賠償額は、賠償対象者の該当性のみにより賠償金額が決定され、請求者はその「ご請求金額合計」のみを記入することにより賠償金を

受領できることとなっている。避難実施の有無や期間、転校の有無等の事実関係のほか、精神的苦痛の内容・程度、因果関係、損害に関し、説明や立証は一切必要とされていない。

3 「住宅等の補修・清掃費用」の賠償について

被告は、平成24年7月24日のプレスリリースで公表したとおり、旧緊急時避難準備区域内の所有建物に関する平成25年3月末日までに実施された補修・清掃に係る費用の賠償を行っている（乙B第183号証）。

「住宅等の補修・清掃費用」の賠償は、一律30万円の定額賠償を請求する方法と、生じた実費額を請求する方法のいずれかを選択できる方式としており（乙C11第20号証の1・5頁）、定額賠償を選択した場合、生じた実費額に関する証憑の提出は求められず、また、対象建物に実際に出費をした費用が30万円を下回ることが確認されたとしても、30万円の賠償金が支払われる。

世帯番号11は、「ご自宅の補修・清掃費用をご請求される方」欄及び「30万円の定額賠償を請求します」欄にチェックを入れ、施工項目、施工内容、施工期間、施工会社の名称のほか、金額については「53,400円」と申告して請求を行っているが、定額30万円の賠償に至っている（乙C11第20号証の2・3頁、乙11第20号証の3）。

【図41】（乙C11第20号証の1・5頁）

2 ご請求対象の確認

ご請求対象およびご請求方法に関して、以下のいずれかにチェック☑を入れてください。

☒ 1 ご自宅の補修・清掃費用をご請求される方 (ご自宅とご自宅以外の建物の補修・清掃費用をご請求される方)	☒ 30万円の定額賠償を請求します。 (補修・清掃費用の実費の合計が30万円以下の方)	☒ をご記入ください。 定額30万円をお支払いいたします。
	☐ 2 実費賠償を請求します。 (補修・清掃費用の実費の合計が30万円を超える方)	次ページ④以降をご記入ください。 実費をお支払いいたします。
☐ 2 ご自宅以外の建物の補修・清掃費用をご請求される方 → 次ページ④以降をご記入ください。実費をお支払いいたします。		

3 30万円の定額賠償の情報

① 補修・清掃を実施されたご自宅の所在地をご記入ください。

ご自宅の所在地(住所)	〒975-0061 福島県南相馬市原町区大戸字松島 229-14
-------------	-------------------------------------

② 補修・清掃を実施されたご自宅の施工内容をご記入ください。

施工項目	☐ 床 ☐ 内壁・天井 ☐ 建具 ☐ 設備 ☒ その他(衣類、カーテン、骨、襪等)		
施工内容	地震により屋根瓦が破損し雨漏りになったため、屋根の修理でなく、衣類、布団、襪、骨等が浸食した。		
施工期間	自 平成 24 年 4 月 7 日 至 平成 年 月 日	金額	53,400 円(税抜)
施工会社の名称	Q.V.C. 岩崎ビル	施工会社の電話番号	020-945-900

第5 結語

本書においては、本件事故当時、避難指示区域と旧緊急時避難準備区域に居住していた世帯を取り上げ、これら世帯が直接請求手続を利用して賠償金の支払を受けるまでの流れを詳述した。

被告が実施している各種の賠償は、その賠償基準の内容としても、実損の発生に基づかない損害発生推認(各種の定額賠償)等を繰り返し行っているものであり、その賠償額は本件事故による「損害」を優に填補するものといえる。

また、直接請求手続は、賠償金の支払を迅速に実施し、迅速な被害者救済を図るものであり、そのような目的を達するため、請求・確認の手続が定型化・簡略化され、多くの賠償項目に関し損害の立証は(場合によっては損害に関する具体

的な主張すら) 求められていないのであって、賠償金の支払に当たっては、損害の発生及び具体的な損害額を確定などしていないことが明らかである。

したがって、被告が直接請求手続を通じて支払を行っているとの事実をもって、これに対応する損害の発生が認められるものではない。本件訴訟における原告ら各自の請求の当否を検討するに当たっては、この点に十分留意される必要がある。

以 上